

## 第3回 少年矯正を考える有識者会議

日 時 平成22年3月18日（木）午後1時30分～午後5時04分

場 所 法務省大会議室

午後1時30分 開会

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第3回少年矯正を考える有識者会議を開催させていただきます。

岩井座長、よろしくお願ひいたします。

○岩井座長 皆様、御多忙のところありがとうございます。それでは、第3回少年矯正を考える有識者会議を開催します。

初めに、事務局から本日の配付資料について説明があります。

よろしくお願ひします。

## 1. 配布資料等説明

○事務局 席上に配布資料をお配りしておりますので、御確認ください。なお、不足等がございましたらお申し出ください。

資料につきましては、以上でございます。

○岩井座長 ありがとうございます。

## 2. 意見交換

○岩井座長 それでは、まず、前回の会議の続きとなりますが、今後の検討事項について整理したいと思います。第2回会議の後半で意見交換をいたしましたが、全体構想案につきまして、皆様からの御意見などを踏まえて、また、事務局とも協議いたしまして、若干の修正を加えたものを本日配付させていただいております。

この全体構想案の修正のポイントですけれども、少年鑑別所視察と矯正研修所視察を分けまして、それぞれの視察の際にその内容についての会議を計画した点であります。会議数につきましては、少年鑑別所に焦点をあてた回数が3回から2回となっております。その1回分を職員の育成のあり方についての議論にあてています。これは、職員の育成の問題も重要事項であることを踏まえて、矯正研修所視察の際に時間をとって、研修所からの説明を聞いた上で、質疑応答、議論をしっかりと行いたいと考えてつくったものです。会議の回数が12回から13回に増えていますが、全体として視察と会議の合計は当初と変わりありません。

以上が前回の案からの主な修正箇所となりますけれども、この全体構想案につきまして、何か御意見などありますでしょうか。

よろしいですか。影山委員、ありますか。

○影山委員 特にここを変えてほしいということではなく、この中で取り上げていただけるであろうとは思っておりますが、一つは諸外国の例、特に欧州の例等について、詳しい方からレクチャーを受けるような機会をどこかで入れていただけるとありがたいというふうに感想としては思います。

それから、視察でございますけれども、鑑別所と矯正研修所が予定されているようでございます。あと、広島少年院をどうするかというふうに提起されておりますが、前回、榛名の女子少年院のさまざまな御苦勞とかをお伺いするにつけ、できましたら、女子少年院を一度見させていただきたいなど、そんなふうにも思いました。

それから、これらの13回の流れの中で発言する機会はあるだろうとは思いますが、出院準備あるいは社会復帰のあり方等について十分に議論する機会を設けていただきたいなど、そんなふうにする次第でございます。

○岩井座長 見学、視察についてはまた事務局とも相談しまして。計画もまだ夏休みなどに立てられるかと思しますので、相談したいと思します。

ほかに何か御意見ありますでしょうか。

それでは、これを基本といたしまして、これから第4回、第5回は実質的に矯正教育や処遇体制のあり方について議論する場となっておりますので、適宜、そのときに御意見を出していただければと思います。

この会議日程を基本といたしまして、今後の各会合において検討していくことにしたいと思います。視察などについてはまた事務局と相談したいと思します。よろしいでしょうか。

それでは、少し早いですけれども、次の準備を行うため、ここで5分間の休憩に入りたいと思します。

(休 憩)

○岩井座長 それでは、会議を再開いたします。

本日は、少年院の生活を体験された3名の方からお話を伺いまして、意見交換を行います。

本日は、お忙しいところをお越しいただきましてありがとうございます。このような場で

御発言いただくのは緊張なさるかと思えますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

質疑応答につきましては、お越しいただいた3名の方からのお話の後に行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、今回御出席いただいた3名を御紹介いただいた津富委員から一言いただけますでしょうか。

○津富委員 それでは、若干、経緯を紹介します。ご存じかもしれませんが、私は、去年の1月くらいから、少年院を出た人たちが、これから少年院を出てくる人たちの、出院後の生活というか、社会復帰に役立つ支援ができるのではないかと考えて、活動を始めていて、今日、おいでいただいているのは、その経緯で会った方々です。このうち、C君とは、去年の夏、一緒にアメリカに行きました。アメリカには犯罪者や非行少年の社会復帰を支援している当事者の団体があるんですが、それを一緒に訪ねたりして、だんだんと仲良くなっているところです。

私自身がこういう活動をなぜ大事であると思うかですが、先日、NHKで『子どもサポートネット』という、子どもの権利に焦点を当てた番組がありました。その番組で、イギリスの若者支援団体の方が、当事者である若者が専門家であり、だからこそ、若者にかかわる政策決定というのは必ず若者が関与しなければいけないと言っておられました。イギリスでは、実際に行政判断を行う過程で、若者が意見を行政に伝え、行政が聞いているわけです。実際に、若者の意見をきちんと聞いて、行政の決定が行われている事例を報道していました。私も、当事者こそ専門家であるという原則に立って、当事者の意見をきちんと聞くべきである、つまり、ただ聞き置くのではなくて、当事者は専門家ですからその意見を反映させて物事を動かしていかないと、世の中はよくなるというふうに思っています。その意味で、今日みたいにみんながフラットな平らな場で話ができるということはすごく楽しみにしています。

簡単な紹介はそのくらいです。もともと少年院の教官というのは出院者と一緒に暮らしてきませんでしたから、自分にとっても、アメリカに、C君とだけではなくて、数人の少年院を出た方と一緒にいられたということは、ある意味夢のような時間でした。そういうことが現実に可能なんだなということを実感できたということです。その後、これも、NHKの番組ですが、ノルウェーでは、受刑者が、学識者、行政担当者などと一緒に、刑事政策について考える会議を、それも、一般のスキーリゾートで、20年間もやっているというのを見て、私たちが始めたことは、実は、特別なことではなく、当たり前のことではないかと思いました。当事者が専門家と参加できる、フラットなコミュニケーションの場をつくるのがすごく大事だと思います。今、コミュニケーションと言ったんですけれども、人と人が対等に

話す、コミュニケーションの場が成立しないと、結果として出てくる政策とかアイデアも変わっていかないと思うので、ぜひそういう場面をいっぱいつくっていききたいなど。そして、きょうはそのスタートになればと思っております。

以上です。

○岩井座長 ありがとうございます。

それでは、早速、順番に自己紹介を含めて御発言をお願いしたいと思います。

そちらからお願いいたします。

○Aさん はじめまして。私は今からちょうど10年前、2000年のちょうど今の時期に逮捕されて短期少年院に行きました。出院してから10年が経ちます。具体的に少年院の生活ではどのようなことが役に立ったかということに関してなんですけれども、自分が思うのは2つあります。1つは、毎日決まった行動をして基本的な生活習慣ができたということです。出院後その習慣は継続できませんでしたが、比較的早い時期このような経験ができたことは良かったです。2つ目は、それまでの交友関係や昼夜逆転の生活習慣がリセットできたということです。非行から一度リセットできたという点では、これは今となっては非常に良かったと思っています。少年院の生活で何が最も自分のためになったかというのは、今、2つ目に言ったように、リセットという意味で今思うと良かったことかなと思います。

少年院の教官の方との関係に関してなんですけど、非常に良好だったと思います。何が良かったかということ、面接や日々の指導を通して親身になって自分と接してくれたということです。

少年院の生活で困ったことなんですけど、友人との接し方です。僕の場合は、共犯者が数名いたので、施設が重なる事態を避けられなかったらしく、友人の共犯者と同じ施設でした、友人と距離の置いた接し方に慣れるのに、先生の指導もいただきながら、しばらくかかりました。そういった点が困ったことの一つです。

少年院に期待することは何かということですが、これはなかなか難しいことかもしれないんですが、可能な限り出院後もかかわってほしいということです。これはその少年と教官との人間関係とか信頼とかにもよると思うんですけども、出院後というのはいろんな意味で孤独になると思うんですね。その孤独な状況では信頼関係が確立されている人との関わりが必要になってきます。そのような時に、担当の教官だった方が少年に会いに行く、または電話をするなどの関わり方を出院後も一定の期間したほうがよいと思います。

出院後、今の生活に落ちつくまで良い意味できっかけとなったことは、僕の場合はやはり出会いですね。自分より10歳ほど年齢が上の男性との出会いでした。アルバイト先での仕事の

面倒はもちろんのことプライベートでも色々な経験をさせていただきました。非常に信頼できる大人でした。そのような方との出会いで徐々に安定した生活になっていきました。

出院後困ったことについてなんですが、やはり交遊関係ですね。今まで付き合っていた人間関係を絶たなければいけないと、そういう教えも少年院の中にありましたし、それを実行した際、孤独になってしまった。そういった部分で人間関係が本当に落ち着くまでは半年か1年はかかったと思います。僕の場合は出院後定時制高校に行ったので、そこで一から人間関係をつくっていきました。それに半年から1年かかったということです。

少年鑑別所についてどう思うかに関してなんですが、食事があまり良くなかったと思います。何がかとすると味噌汁がすごく薄かったように思います、お湯みたいな感じでした。

以上、自己紹介になります。ありがとうございました。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

それでは、次の方、よろしくお願いします。

○Bさん よろしくをお願いします。私は今から8年前に、長期の女子少年院を出院しました。現在は学生です。出院してから大学に入るまでにすごく時間がかかったんですが、私の場合は、出院したときに中学校3年生の初めの時期だったので、学校に復学するというので、両親の勧めもあって家族で引っ越して、全然違う場所で知らない環境で学生生活をスタートさせたんです。

そのときにすごくまじめにゼロから新しい自分にならなきゃと思って、今まで好んで身につけていたものとか、お化粧品とかは全然しないで、普通の中学校3年生になろうと思って復学したんですけれども、どうしても今までの自分を否定するというか、過去の自分も自分なんだけれども、ゼロから全く違う形でやるというのはどこか違和感があって、すべてを隠して生きていくというのはどういうことなんだろうというのをすごく疑問に感じて、中学校3年生に戻って2か月ぐらい学校に行ったんですが、その後やっぱり家を飛び出して周りを心配させるようなこともたくさんしました。

そのことに関して、少年院の生活はどういうふうに影響しているのかというのを、今回のこともあってちょっと考えてみたんですけれども、少年院での生活は自分にとって気持ちのよい生活で、その前の自分は基本的な生活ができていなかったの、朝起きたら「おはようございます」と言うんだな、御飯を食べる前はみんな「いただきます」をするんだなと。当たり前の生活がすごく気持ち良く送れたというのがありました。

あとは、勉強も、私は中学校1年からほとんど学校に行っていなかったの、勉強するとい

うのはこういうことなんだと思ったりとか、ただ単に先生の言っていることを聞いているだけではなくて、自分でこうやってものを覚えれば楽しいなと単純に思えたりとか、そういう勉強する楽しさを学んだと思います。

出院後の生活を振り返って思うのは、少年院に入る前の自分を間違っただけをしちゃった自分というふうに、自分の中で否定しなければいけなくなってしまっただけで、非行をしていた自分はちょっと間違っただけをしてしまった、でも、そんなことをしなくても生きていける、だからまた違うふうに、全然違う新しい自分で生活をスタートさせましょうと。そして、どういうふうにスタートしたらいいかというのを、少年院の中でも先生と話したんです。

社会に出ると、非行していた自分も、少年院の中にいた自分も含めて、非行する前の自分も含めて、全部自分なので、自分がやってきた間違いを周りに話してはいけないということ、恥を持たなければいけないということとか、してはいけないことをしてしまった自分を隠して生きるというのはすごくつらくて。

だからといって、言いふらせばいいというものではないと思うんですけども、自分をある程度認められる、自分がしてしまった行為や、間違っていたかもしれないけれども、しこたどを、それは何でしたのかというと、非行する前の自分がすごく嫌いで、自分が変わりたいと思った結果、わあっと出たエネルギーが、多分悪い方向に向かっちゃって、犯罪だとか、周りに迷惑を掛けたりとか、そういう行為になってしまったのではないかなと、最近思えるようになったんです。

自分の根本にあるパワーというのは今でも多分変わってなくて、その矛先をどう向けるか、どう自分と向き合うかというところを、少年院の中では短い期間なので、今よりすごく未熟だったと思うし、そこまで考えられるかといったら難しいかもしれないんですけども、教育の中で、もしかしたら新しい自分になるというときに、今までの自分を全部捨てるのではなくて、今までの自分の持っていたパワーとか、変わりたいと思ったらどんな手段を使ってでも変わろうと、強引にでも何でもやったというパワーを自分でも認められれば、また違った生活を始めたとしても、それは自分としていい矛先を見つけられる、気持ちよく生活できることができるのではないかなという考えがありまして、その辺がまだ自分でも難しいなと思うんですけども、そういうことを今日来るまでに考えてきました。

以上です。よろしくをお願いします。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

それでは、次の方、よろしくをお願いします。

〇〇さん こんにちは。年は来月で31歳になります。仕事は水道関係の仕事をしています。私は3度の逮捕経験をして、11年ほど前に少年院に入っていました。それから、出院して、途中ちょっと失敗した時期もあったんですけども、立ち直って、「セカンドチャンス！」に入って、少年院で講話をしたり、街頭清掃活動を月1回、3年ほどやっているんですけども、そういう活動をしています。今日、自分の話をしようと思ったんですけども、せっかく本丸にきたわけですから、少年たちが一番悩んでいることについて伝えたいと思って話をしたいと思います。

出院後に困ったことということで、仕事のこともちろんあるんですけども、不良交友をどういうふうに絶ち切っていくのかというのが一番の課題だと僕は思っています。僕自身も、少年院出院後、立ち直ろうと思ひまして、不良交友を絶ちきる時に行ってやきを入れられた経験があるんですけども、「セカンドチャンス！」の活動の中で、今まで少年院に講話に行きました。そこでの質疑応答のときに、少年たちが悩んでいることは何かというと、不良交友、あと暴力団に入っている、少年ヤクザと呼ばれる子たちが一番深刻だなと僕は感じています。

いろんな団体の代表の方とか少年院の院長先生にも直接、暴力団離脱希望者についてどういう対応をしているのかと尋ねることがあるんですけども、皆さん口をそろえて、「そこはうちの範囲ではない」と。あと、「どうしていいのかわからない」という答えしか返ってこないのが実情です。私も、構成員になりませんでしたけれども、体じゅう文身を入れたり、暴力団の幹部の人とか有名な方とかにお会いしたりして、多少、垣間見たところはあるんですけども、自分の友だちだったり、少年院の少年たちを見ていると、自分と同じことで悩んでいるなと思っています。友人の中には逃げ回っている者とか、仕方なしに続けている者とか、大金を積んでやめた者、あと、沖縄まで逃げてマンションの屋上から飛び下りて自殺した先輩もいました。やっぱり民間の力では限界があると思っています。どうにかして少年たちを助けられないかと。

もし暴力団離脱者のことがどうにかなれば、その予備軍と言われる暴走族も少しは効果があるのではないかなと考えています。暴力団対策法をこの間読んでみたんですけども、未成年者に対しての項目が、指詰め・強要・脅迫禁止、入れ墨の強要・脅迫禁止、それから、離脱希望者については、公安委員会が事務所に離脱希望のことを命ずることができるというのが書いてあるんですけども、未成年者が暴力団に入ること自体を容認しているような文に僕はとらえてしまったんですね。禁止している条文というのがないので僕は本当に不思議に思っています。未成年者に対して、例えばたばこを吸ってはいけない、お酒を飲んではいけない、風俗店



で働くと経営者も取締の対象になるはずなのに、なぜ暴力団に入るのは許されてしまうのかというのが僕の疑問です。そのことについて、少年たちのためにも先生方に考えていただきたいなと思っています。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

そのことなどについても委員の先生から御助言がいただけるかと思います。暴力団対策法は、暴力団に入ることを強要することは禁止しておりますし、そういうことがあれば公安委員会が命令を出し、それに違反した場合には罰則の適用があるという規定は持っているわけですね。でも、少年に対して暴力団に入ることを禁止する規定をおけばよいということですか。

○Cさん 少年院の院長先生にも聞いたんですけども、実際に公安委員会とちゃんと連携がとれているのかということに関しては、先生もそれに対しては困っているんだよねというのが実際だと思うんですね。確かに暴力団対策法には書いてあるんですけども、少なくとも私が会った少年たち、友人たちはみんな困っていて、どうやって離脱したらいいのかというのを悩んでいるんですね。警察とか公安と少年院が連携をとってもらって、うまくやめられないかなと思っています。

○岩井座長 それでは、質疑応答に入りたいと思います。委員の皆様は3名の方々に対してさまざまな御質問がおりと思いますけれども、質問内容は少年院での生活に関係した話題で、出院後の社会生活で更生を果たされたということ踏まえて、更生を図ることに関係した話題に限るようお願いいたします。

それでは、私から先に質問させていただきます。少年院に入る前に抱いていたイメージと、入って生活して非常に違ったというふうなことがあれば、そういうことをお話していただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○Aさん まず、入る前に抱いていた少年院のイメージは、体力的にハードだということと孤独が故に、精神的にもハードだというイメージですね。地元の先輩や友人から話を聞いていたことや、ドラマや映画の世界、そういったイメージも頭の中にはありました。しかし、実際に入院してみるとそのようなイメージは若干拭われました、自分が入っていた短期少年院には塀がなく開放的施設であったので、少年院ってこんな開放的なところなんだと、180度イメージが変わりました。後から他の少年院はそうではないと人から聞きました。自分の入っていたところだけは、非常に開放的なところだったということで、イメージは変わりました。

以上です。

○岩井座長 ありがとうございました。次の方よろしいですか。

○Bさん 少年院のイメージは、最初は鑑別所と似たようなところなのかというイメージがあって、私は少年院に入る前に、鑑別所に入所してまた社会に戻るといふこともしていたので、鑑別所というの、私が当時行っていた場所ではかなり不正行為というのがありましたし、どこから来たのかとか、何して来たのかとか、連絡先を交換するようなこともたくさん行われていました。まだ捕まったばかりの人たちだから、髪の毛が金髪の人ばかりだったり、ぎすぎすした感じもすごくあったので、少年院も、長期だけど、みんなぎすぎすしているといふか、人間関係とかすごい大変なんだろうなというイメージがあったんです。

けれども、実際は怖いぐらい、びっくりするぐらいみんなしっかり生活していて、集団生活の一番いい形みたいな、もうでき上がった状態のところに入ったので、最初はすごく大変でしたけれども、楽しめるようになったので、思っていたのとは全然違っていました。

以上です。

○岩井座長 どうもありがとうございました。次の方よろしいですか。

○Cさん 入る前のイメージなんですけれども、僕が入る前に抱いていたイメージというの、『明日のジョー』に出てくるようなイメージだったんです。少年院の中でも殴り合いのけんかとかいふのがあるようなところかなと思っていたんですけれども、実際入ってみるとそういうことはなくて、規律も厳しかったですけれども、よく映画とかに出てくるような自由といふか、院生同士で話したりするようなことは全くなくて。隠れてしている人もいましたけれども。

とにかく入った少年院は、体育少年院で結構有名なところでして、私も地獄の体育を経験しました。学校教育と違って、教え方が逆だと思ふんですね、今の時代とは。でも、やり遂げたといふのが、自信になってくると思ふています。そういう感じでした。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

それでは、皆さん御質問したいでしょうから。

どうぞ、毛利先生。

○毛利委員 皆さん、随分少年院が好きみたいに聞こえるんですけれども、少年院の中にいろんな規律があって、例えば眉を抜いてはいけないとか、そういうのはありましたか。

○Bさん ありました。

○毛利委員 少年院には細かい規律がありますね。少年院のそういう規則に、普通の生活と比べて「なんだ、これは」と思ふ経験はないですか。少年院に入ってすぐ、その生活を受け入れるまでの期間の話ですが……。不思議だと思ふたり、外の世界と違って苦しかったりといふ、少年院の中の環境について感じたことがもしあったら教えてください。

Aさんから。

○Aさん 今、ぱっと思い出せたのが、何をすることも先生の、教官の方の許可をとらなきゃいけないというところが驚いたところです。それまで何かをするのにだれかに許可をとったことというのはまるでなかったものですから。例えばトイレに行くのも。あとは、生活上のことでほかの少年に話をするのに関しても許可をとらなければいけないと、そういったところは慣れるのに少し時間がかかったところです。

以上です。

○Bさん 眉を抜いてはいけないというのは本当にびっくりしたし、慣れなかったことでもあるんですけども、髪の毛を好きなようにできないというのは、当時の私はすごい嫌でしたね。美容師の方が、ボランティアの方だと思うんですけども、2か月に一度ぐらい来てくださって、切ったりもするんですけども、おかっぱだったり、自分の言ったようになかなかしてもらえないみたいなうわさを聞いたので、私は全く使用してなかったんで、長髪もいいところまで伸ばして放置していたんです、髪も真っ黒でしたし。そういうのはすごく違和感がありました。あと、社会に出るとき、卒業するときも山の中から出てきた人みたいな髪型で出たので、せっかく出るんだったらもうちょっときれいな格好をしたいなと思いました。

○Cさん 私の場合は、今、ぱっと2つぐらい思い出したんですけども、1つ目は、最初に入ったときに、入所するときの小冊子みたいなのに決まり事が書いてあるんですけども、その中に自慰行為が禁止だと書いてあるのにはびっくりしました。

それと、不正会話についてなんですけれども、それは出院後のこともあるので、してはいけないというのはわかるんですけども、例えば集団の居室で、『今日、天気いいね』とか、こういう一言で多分あると思うんですけども、それ自体が不正会話になってしまって、調査の対象になってしまうということがあったんです。そうすると1か月単位で出院日が延びていくので、10代の子にしてはちょっと厳しいかなと思っていました。

○岩井座長 どなたか、ほかに御質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

はい、どうぞ。

○影山委員 今日は、貴重なお話をありがとうございます。

皆さんが少年院におられたころというのは、聞きますと、大分前、8年とか10年前ぐらいの経験のようなんですけど、その当時、皆さんが御覧になっていて、集団行動にこの子はなじめていないなというふうな人たちはいたんでしょうか。

それから、例えば、今、こんな規則、ルールもあつたんだよというお話があつたんですけど、

ルール違反に対してはそれぞれの少年院ではどんなふうに対応されていたのでしょうか。

○Aさん 集団行動になじめない子がいたかどうかに関してなんですが、いました。というのは、精神的な障害とかではないと思います。事情はわからないんですが、片足が義足の少年がいました。当然、体育なんかは一緒にはできないんですが、それでも先生方とかほかの少年の配慮によって基本的には一緒に同じ生活をしていました。

ルール、規則違反ということに関してですが、先ほどの自己紹介のときに言ったんですが、自分の場合は、友人が先に入っていたということで、一緒になって話したり、目を合わせては笑っていたりしていました。そういった自分達の行動に対して教官から、何度か呼び出されて注意は受けました。ただ、それは口頭での注意だけであって、いわゆる体罰といったものは一切なかったです。

以上です。

○Bさん 私の場合も、集団行動になかなかじめない人はいました。身体的にというよりは、暴れちゃったりとか、先生に殴りかかるとまではいかなくてもすごい態度が悪くて、何回も単独に2週間行って、戻ってきたらまた暴れて、また戻ってというのを繰り返して、1年半だか、長期で12か月ぐらいの生活なんですけれども、私が行った時点でも大分前からいるみたいで、あの人は入院までに多分2年ぐらいかかるんじゃないかと言われているような人もいて。

ちょっと気になっていたのは、その人が今どういう状況なのかを、一緒に集団生活をしているのに教えてもらえないというか、暗黙の了解で先生も言わないし、知りたいなとみんな思っただけなんですけれども、言うてはいけないことみたいな感じで、一言、「あの人は今こういう状態だから単独に行っているよ。またそのうち戻ってくるよ」という声が聞ければいいんですけれども、そういうのは何もなくて、気がついたら戻ってきて、気がついたらまた行ってみたいな、そういう人はいました。

あと、ルール違反とかはほとんどなかったと思いますけれども、たまにぼんと2人ぐらい単独に「調査です」と行っちゃったりして、どうしてなのかというのは、結構大きい集団の生活だったので全然わからないので。そういう調査みたいな感じで2人ぼんといなくなったりしていることはあったんですけれども、それについて聞くと余計みんな悪さをしたくなっちゃうから言わないのかなとか。しゃべれないし、暇なので、みんな多分頭の中でいろいろ考えていると思うんですけれども、そういう感じでした。

○Cさん 集団になじめない子に関しては、自分の教室にもいました。私は加わらなかったんですが、いじめの対象になってしまう場合があつて。例えば不正会話をしていたとでっちあげ

られて、そのままその子は調査に連れていかれて、1か月単位で延びていくというようなことがありました。私自身、今思えば助けてあげれば良かったなと思うんですけども、自分のことで精いっぱい、そこにかかわりたくなかったというのが正直な気持ちでして。そういうのになじめない子がいて、ルール違反については、1か月単位で調査で延びていきました。

○岩井座長 ありがとうございます。

ほかに御質問のある方。いないですか。

では、毛利先生。

○毛利委員 2つ伺いたいんですけども。少年院に入って、法務教官の方から教育を受けていくわけですけども、寮の先生、多分5人ぐらいと、個別担任の先生がいらしたと思うんですね。個別担任の先生とどんな関係だったのか。どんなことをしてもらったのかということ。それから、周りにいた先生の中で、好きなタイプの先生と嫌なタイプの先生がもし、いたとすれば、どんな人たちだったかというのを教えてください。

○Aさん 担当の先生との関係に関してなんですが、自分の場合は非常に良好でした。その担任の先生の年齢が若かったというのもあったと思いますが、1対1で話す面談のような場になると割と砕けた感じでラフに話してくれたので、そういった部分では話しやすかったですね。信頼関係も自分の中ではできていましたし、非常に信頼していました。

あと、教官のタイプに関してなんですが、いろんなタイプの教官の方がいたと思うんですけども、僕が苦手なタイプだったのは、上から押さえつけるというか、そういった先生も絶対必要だとは思いますが、血気盛んな若者というのは上から押さえつけてくる大人というのは多分嫌な存在だと思います。僕も当時は嫌でした、しかし、今振り返ると、そういう強面の先生も組織の中にはいなくてはならない存在だと思います。以上です。

○Bさん 私は、個別担当の先生はすごく大好きな先生で、やさしいんですけども結構適当ぽいというか、この人は話を聞いているのか聞いていないのかなみたいな、「ああ、ああ」みたいな感じなだけで、実はちゃんと聞いてくれていて、ちょっとしたときにこの本を読んでもみたらとか、やりとりをしてくれる先生で、すごい好きで。学校の先生も大嫌いだったし、そのときは本当に大人が好きじゃなかったんですけども、今でもすごく覚えているし、いい先生だったなと思います。

嫌いなタイプというのは、その先生が悪いとかではなくて、嫌いだったのは、親身になって話は聞いてくれるんですけども、「ああ、そうだったの、大変だったね」みたいな、どこか上からというか、その先生のやさしさだとは今は思うんですけども、そのときは結構反発み

たいなものがあったので、そういうふうに言われるといらっとするというか、「あんたに何がわかるのよ」とか心の中で思っていたり、「うん、うん」と聞いてくれるのは甘えられなかったですね。ちょっと適当なぐらいな感じのほうが私は安心できたというのがあります。社会にいるときも周りの大人が心配して、「話してごらんよ」みたいな感じのことが多かったので、「そんな話すことないよ」みたいな。対等にただ単に普通に接してくれるというのがすごい良かったです。

○毛利委員 親切を押し売りされているような感じですか。

○Bさん そうですね。全部、偽善に見えちゃうみたいなのがすごいあって、そういうのは苦手でした。

○Cさん 私の担任の場合は、結構温厚な人で、目線も結構低くしてくれていたような気がします。会話も命令口調でもないですし、ちょっとやさしい先生だなとは思っていました。

好きな先生とか嫌いな先生についてですけれども、今思い返してみるとちょっと事務的な先生が一人いたんですけれども、事務的なのはやっぱり嫌ですね。その少年院の先生というのは、国士館大学とか自衛隊上がりの先生たちが多くて怖かった印象はあります。でも、今考えてみると怖くて良かったのかなと、厳しくしてもらって良かったなとは思っています。

以上です。

○毛利委員 その延長線上で聞きたいんですけれども、例えば、寮でつけた日記に法務教官の人がいろいろ書いてくれたり、面接をして話し合ったりしたと思うんですけれども、そういう先生の働きかけの中で、自分がすごく良かったなというものがあつたら教えてもらえませんか。

○Aさん 今おっしゃられた、自分の書いた日記に対しての一言というのはすごい良かったように思います。

○毛利委員 どんなことがあって、どんなことを書いてくれるんですか。

○Aさん これも先生によって違うんですね。先生によっては本当に一言だけで終わってしまう方もいますし。僕の担任の先生は行にしたら2～3行ほど書いてくれました。内容は、例えば行事があったとします。その行事に関しての感想を自分が日記に書きます。それに対して、「良い経験ができたな」とか、自分が体験したことに関して共感してくれるような文章を書いてくれたのが非常にうれしかったことだと思います。

○毛利委員 それは読んだ瞬間に思うんですか、ノートが返ってきて。

○Aさん はい、そうです。

○毛利委員 ノートが返ってくるのは翌日ですか。

○Aさん 翌日です。

○毛利委員 はい、わかりました。

○Bさん 私はそこまで細かく覚えてないんですけども、私の先生は、日記のこと、内省ノートのことはすごく覚えていますが、あまりコメントしてくれない先生だったんですね、一生懸命書いても「オーケー。(マル)」と書いてあったりとか。そのときはさっきも言ったように適当な先生だったので、この人、教官として本当に大丈夫なのかなと当時は思っていました、生意気なんですけれども。でも、後から考えると、私は人の影響を受ける人なので、信頼している人が言ったこと全部鵜呑みにしちゃうというか、何も自分で考えないで飲み込んでしまう感じがあったなと今思うので、もしかしたらその先生はそれを見てあえてあまり言わないでいてくれたのかなと今になって思いますけれども、当時は大丈夫かよって思っていました。

○Cさん 日記についてですが、自分の担任の場合だと、温厚な先生の場合は2～3行はコメントを書িয়েくれました、毎回。体育会系の先生になると「グッド」とか書いてハナマルで終わっていたりとか、そういう終わり方をしていました。

以上です。

○広田座長代理 役に立つこともいろいろあると思うんですけども、むしろ逆にこんなことやっても無意味だとか、逆効果だとか思ったりしたようなことは何かありますか。やらされて、こんなこと無駄だみたいな。全部が役に立ちましたか。

○Aさん ちょっと考えているので。先に。

○岩井座長 何か思いあたることがあれば手を挙げてください。

○広田座長代理 結構いろんなことが意味があるとか、そういうことが多かったということですかね。無意味にやらされて不愉快だったとか、そういうことはあまりないと。

○川崎委員 今に関連した質問ですが、先ほど入ったときに規則でいろいろびっくりしたと言われましたよね。慣れたり、先生から説明を聞いて、これはこういう意味があるのかと納得したり、あるいは、自分で考えてこういう意味なんだなとわかったりしたと思うのですが、今になってもあの規則は嫌な規則だなとか、むしろこういう規則はやめたほうが良いなとか思うのがもしあれば、言っていだけたらなと思います。

○Cさん ちょっと答えになっているかどうかわからないんですけども、僕の場合は、少年院の矯正教育、教育の仕方は結構肯定的なんですね。体育で腕立て300本やったり、グラウンドを50周走らされたりとか、そういうのがあったんですよ。その当時は無意味だなと思って

いたんですけれども、それを受け止めて自分の中でどう消化していくかというあれだと思っ  
たんですね。だから、否定的な人であれば、僕が必要だったと思うことすべてが嫌だ、無駄だと思  
うだろうし。僕は無駄だと思ったことはあまりないです。

○広田座長代理 例えば50周は大変だと思いますけれども、そのときは何でこんなことをと。  
でも、後になったら役に立ったみたいなことなのか。それとも、御自身は走っているうちに気  
分がすうっとして、やって良かったなみたいなことなのか、そこら辺はどうなんですかね。

○Cさん やっているうちは思わなかったですね、やっぱり。きついと思うしかないし。走っ  
ている中で、列から外れてもどしているやつとかもすごくいたんですよ。それがやっと終わ  
ったと思ったら、今度は腕立て300本とか、スクワット200本とまた続いていくもので、  
これは本当にこたえたんですけれども、今考えるとそこで頑張れたからというのがあります。

○広田座長代理 それは、少年院にいる間にそういうふうな感じになった、それとも出ていろ  
う社会で経験しているうちにあれは意味があったなみたいなことなんですかね。

○Cさん その中でも思いましたし、出てからも、何年かして。自分は水道屋なもので、今月  
は公共工事が忙しくて、法律的にはよくないんでしょうけれども、昼・夜・昼というシフトが  
あったんですね。そういうのとかもやりながらうわっと思っていたんですけれども、あのとき  
の体育に比べたらまだいいなというふうにとらえられるというか、乗り越えられる部分はあり  
ます。

○本田委員 それぞれお三方は、初犯で短期ですよ。鑑別に行ったけれども、戻った後もう  
一度、今度は鑑別から少年院ですよ。最後の方は、3回ですよ。ということは、院の中  
での再犯を防止するために、3回というとか何か足りなかったのかもしれないとか。

○Cさん 自分の場合は長期ですね。

○本田委員 一発で長期ですか。

○Cさん はい。

○本田委員 逮捕されたのが3回。

○Cさん 3回で、鑑別所は2回行ってますね。

○本田委員 鑑別2回。そうすると、鑑別は行っているけれども、鑑別の中で処遇はないです  
よね。少年院の中では再犯をしないところまできちんとできた。それはなぜだと思いますか。  
例えば、鑑別だけだったら、少年院には行かなくていいというアセスメントで戻されますよね。  
でも、結局またやりますよね。その段階で自分は大丈夫と言われたとしても、やってしまった  
ということは、鑑別に行って言われただけでは何が足りなかったのか。



それが少年院に行ったときに何が自分は変わったのか。そのあたりが自分で少年院の中にいるときにわかったとしたら、先ほどのどういうプログラムが効果があったのかというのに関連付けて、何が自分を再犯からとめられたんだと思いますか。どうしたら止められるか少年院の中で気づけましたか。もし気づけたとしたら、何が気づかせてくれたかというのを教えてください。

○Aさん 僕の場合は少年院の中では正直気づけなかったですね。気づけなかったというか、そもそも考えたことすらなかったですね。とにかく出院後ですね。出院後に考えたというか。

もう一回質問をいいですか、細かく。

○本田委員 自分自身が再犯予防をするためには、なぜ犯罪を起こしたのかというのがわからなければだめですよ。具体的に再犯しないための自分の中のスキルなり、ストップをかける勇気なり、いろいろ必要なものがある。それを育てていくというのが矯正機関だから、必要な部分なんですね。それが役に立っていたかどうか教えてください。

○Aさん 少年院の中で役に立ったというか、再犯をせずに済んだ要素の一つかなと思う点は、教官との関わりの中で「信頼できる大人っているんだ」って思えたことですね。それまで僕がかかわった大人というのは、学校の先生もしくは親だけだと思うんですけども、特に学校の先生に関して僕はちょっと否定的なところがあったので、そんなに信頼できてなかったんですね。そういった状況だったので、少年院に行ってから信頼していい、信頼できる大人というのがいるんだということを感じられたので、それがひとつ再犯防止の要素になっているとは思いますが。

○Bさん そのころの犯罪に対する自分の意識は難しいです、どう考えていたのかもちょっとわからないんですけども、少年院を出たときは、犯罪はしてはいけないものというのを、私は薬物だったので少年院の中で、自分では知っていた範囲の危険性とかのビデオは見ました。でも、出院して、復学することをまずやらなきゃと思ったので、再犯とかあまり考えないで、とにかく復学することという感じで、ほかにやることがある。それに必要ないというか、その中には入らないものだったから、必然的にやらないような環境にはなったんです。

けれども、さっき自己紹介のときに話したように、2か月ぐらいでその生活が嫌になり、これは自分ではない、嘘はつきたくないということで、前の環境に自分で戻ったときに、捕まりはしなかったですけども、ちょっとだけやってみました。やったら、これは格好いいことじゃないというか、自分のものじゃないなと思って。生活は心配されるような生活だったかもしれないです。

私は学校じゃないところで自立したいという気持ちで、社会的に認められるかはわからないんですけども、薬とかやらずに2年間フリーターみたいな生活をしていた時期があるので、ほかにやることが見つかったからとか、犯罪をしちゃいけないと思うとやりたくなるんですね。いけないと言われたからもう一回家出してやってみたんですよ。どうなんですかね、難しいんですけども。

○本田委員 自分らしさが築き直されたみたいな感じですか。

○Bさん そうですね、そういうところですよ。

○本田委員 少年院の中ではやっちゃいけないほうだけ出している。

○Bさん そうですね。やっちゃった自分はよくない自分で。

○本田委員 自分が一部削られちゃった感覚。

○Bさん そうですね。

○本田委員 わかりました。

○Cさん 僕の場合、少年院の中で内省という時間があって、ほかの少年に聞くと、僕がいた少年院ほど内省はやってないみたいです。僕がいた少年院は結構それを重要視してやっているんです。自分のとき、当時、1日30分の内省が7回あったんです、日常的に。3時間半、丸1年それをやっていたんですけども、若いときというのは、その日暮らしではないですけども、その日のことしか考えてなかったと思うんですよ。いろんな事件をやって最終的には少年院に入って内省している間に、将来どういう大人になっていくんだろうなと自分は想像してて。

まっ先に思い浮かぶのは、ヤクザの人とつき合いがあったもので、ヤクザになるのかな、そういう道しかないのかなと思ってたんですよ。でも、本当はなりたくなくて、幸せになりたいと思っていたし、普通に生活したいと思っていて、それができないとずっと思っていたんですけども、ある日、少年院のときですけども、頑張れば幸せになれるんじゃないかなというふうに考え方がスイッチしたときに、今の自分につながっていったのではないかなと思うんですよ。内省というのが一番重要だったと思います。

○徳地委員 先般このメンバーで多摩少年院に伺ったんですが、そのときに夜の集会に参加しましたが、私がうかがった寮舎は院生が30名おまして、1名対29名で他の院生から、生活上の注意指導や、良い面とかを、指摘されたんですけども、所要時間は1時間だったんですが、全部の少年院がこのような集会をやっていないかとは思いますが、もしこの3名の方で夜の集会で1対29のメンバー、これは多摩少年院の場合ですが、そういう場面で注意、指

導を他のメンバーから言われたとき、どういうふうな印象を持ったのか。

また、先ほどお話ありましたようなことに絡めて、退院した後これが役に立つのか、その辺のお話を伺いたいんですが。

○Aさん 集会はありました。当時は1対20ぐらいだったと思うんですが、在院中に4回から5回はやりました。僕はあれは良かったと思います。自分の良いところと悪いところが客観的な視点からわかるというところが良かったと思います。それが、僕もそうですし、中には、ネガティブな面を言われた少年は感情的になって怒っていたときもあって、僕も心の中ではそういうことは思っていました。ただ、その後、先生方のフォローもありますし、何かネガティブなことを言われたことによって、何か大きなトラブルになるということにはなかったです。

とにかく若いうちというのは自分の行動とか生活に関して、第三者から指摘してもらう機会は非常に少ないと思います。よって、集会を通して貴重な経験ができたとは思っています。集会で指摘されたことは出院後に何らかの影響はしていると思うんです。例えば、自分がピンチになったときとかトラブルを起こしたときとかに、自分の良いところと悪いところを知っているだけでも、その回避とか防止に自然とつながったと思います。なので、集会に関してはすごく良いプログラムだなと思っています。

○Bさん 私が覚えている範囲だと、夜の集会というのが、先生と、議長さんみたいな生徒と、集団25名ぐらいで、夜のミーティングをするみたいな形ではありました。Aさんがいったような一人ひとりの良い点悪い点というのはちょっと記憶にないんですけども。議長さんがミーティングの進行をやって、集団生活として良い点悪い点を言ったり、みんなで注意しなきゃいけない点を上げたり、あと、自分のことも少し言ったりするようなことはありました。何せ1対1で話ができない環境だったので、一人ひとりのしゃべっているのを見るだけでもうれしいというか、ちょっとでも一緒に生活している人のことを知りたいというのがあったので、そういう意味で単純に楽しかった覚えはあります。

○Cさん 僕のいた少年院の場合はそういうのはなくて。そういう話を僕も聞いたことはあるので、抱いたイメージなんですけれども、実績があるからやっているんでしょうけれども、僕のイメージとしてはつるし上げているのではないかなというふうなイメージは持ちました。

以上です。

○岩井座長 ほかに何か御質問。はい、どうぞ。

○石附委員 皆さんしっかり少年院教育を心の中におさめて立ち直っていらっしゃいますので、振り返っていただいて教えていただきたいことがあるんです。審判の決定がありますよね、そ

のときにある程度、少年院だということを覚悟していらっしやった、あるいは、まさかと思っ  
ていらした、あるいは、もうちょっと別の少年院でもよかったのに長すぎるじゃないとか、  
いろいろお思いになって少年院に入られて。先ほどの話で、外で思っているのと中に入ってみ  
たのと、聞くと見るでは大違いなのかということがありますので、それぞれ在院期間によって  
御自分が一番苦しかった時期というのがおありになったのではないかと思うんですね。

例えば、1か月目は納得できなくて抗告でもしようかと思ったとか、不服申立てがしたかっ  
たと思ったとか。今日いらっしやる方はみんな納得していらっしやるので、そういうお気持ち  
はなかったのかもしれないんですけども、お仲間のお話などの中でそれをどのように乗り越  
えて、そのために法務教官とか少年院の働きかけがどんな力になったのかということをお教  
えいただけたらと思います。

○広田座長代理 今のは一番苦しかった時期はどのような時期で、どのようなふうな苦し  
さで、それをどうやって乗り越えたかと、そういうことですね。

○石附委員 ええ、そうですね。

○Aさん 自分の場合、一番苦しかった時期というのは、少年院行きの審判が下ってから1  
か月弱ぐらいですね。僕がいた少年鑑別所には、寮が2か寮あって、審判前に一方の寮にいたら  
少年院に行くという伝説みたいなものがありました。自分はそっちにいたので覚悟はしていま  
した。覚悟はしていたんですけども、審判を受けて少年院に移送されるまでの2日間か3日  
間、体の調子をおかしくしてしまっただけでずっと寝込んでいたんですね。今思うと精神的に相当  
きつかったのかなと思うんですけども。そういった部分で審判が下ってから1か月弱はつら  
かったです。

それをどう乗り越えたかという、こうだという具体的なきっかけがあったわけではないと  
思うんですよ。日々の生活を淡々とこなしていく中で、その場に順応していったというか、慣  
れていったんだと思うんですね。「乗り越える」という言葉が合っているかどうかわからない  
ですけども、とにかくその環境に、少年院という環境に、そしてその生活習慣に慣れてい  
ったということで、自然と楽になっていったんだと思います。そういった部分で乗り越えたと思  
います。

○Bさん 私の場合、少年院に行くとは半分ぐらいは思っていたんですけども、まあ大丈夫  
だろうという気持ちもあって、審判の結果を聞いたときはすごく悔しい気持ちがありました。  
その後、国が保証してくれる弁護士さんの人と話をしても、結局、「君は行ってこい」みたい  
なことを言われて、もうしょうがないのかなみたいに思っただけで。1年、長期だったので、審判の

後、少年院に移ってから1週間ぐらい、単独で生活してから集団に入るんですけども、その最初の1週間が、周りでいろんな声が聞こえたり音が聞こえたりする中で、どういう人たちがいるんだろうとか。

さっきも鑑別所のイメージということで言ったように、ぎすぎすした、いじめとか、怖い女の人とかがいるんだろうなと思っていたので、ちょっとビビりながら、一人ってつらかったんですけども、実際の集団の生活が、陰で不正をしていた人もいたかもしれないですけども、表面的には全体的にみんなしっかり生活していたので、同じところをスルーしてきたわけなので、そのときはそこまで感じなかったですけども、多分みんな一人ひとり不安もあって、そこに入っていったので、仲間意識みたいなものがあってすごく落ち着きました。

○Cさん 自分の場合は、審判のときは覚悟をしていたんですけども、事件が事件だっただけに、自分も事件を起こした直後に大変なことをやらしてしまったと思って警察にも出頭していましたし、思っていたんですけども、実際に審判で少年院と決まったときは、覚悟をしても涙はやっぱり出ましたね。心の中で助かりたいなという気持ちがまだあったんだと思うんですけども。

少年院での生活は本当に厳しくて、どうやって乗り越えたかという、自分の将来のことを考えたときに、明るくというか、良くしようという希望が持てたからだと思うんですよね。希望がないと、考えることとかやることとかすべてが左右されると思うんです。イメージが悪ければ、また仲間のところへ戻ったりとか、そういう言動だったり、行動になってくると思うんです。だから、そういうふうなイメージを持っていたことが乗り越えられた原因ではないかなと思っています。

○岩井座長 ほかに質問はございますでしょうか。

○毛利委員 皆さん少年院がお役に立っているという認識がおありのようですが、少年院に行く前の非行していた自分と、少年院を出た後の自分がいて、少年院で自分の心の中のどんな部分を捨ててきたと思いますか。それが1つ目。2つ目は、少年院の職業訓練があったと思うんですが、それは出た後、今の判断でもいいんですが、社会に出たとき役に立つと思いませんか。

2つです。

○広田座長代理 捨ててきたというのは。

○毛利委員 要するに、自分の心の中で変化なんですけれども、少年院で自分のどんな部分を脱ぎ捨ててきたと思いますか。ちょっと観念的で難しいですかね、もしわかれば。わからないならわからないでいいです。

○Aさん どんな部分を脱ぎ捨ててきたか、脱ぎ捨てたという感覚がちょっとわからないというか、なかなか思い出せないかもしれないんですが。とにかく先ほどいった集会に関して、自分の良い点悪い点というのはだんだん見えてきたので、悪い点はできるだけそぎ落としていこうということはしてきたので。捨ててきたというか、とにかく自分の悪いところ、具体的に自分の場合は、自分に甘いとかよく集会で言われたんですね。ちょっと抽象的かもしれないんですけども、そういった点は肝に銘じつつ少年院に捨ててきたというか、脱ぎ捨ててきた。今でもそういう面はあるんですけども。

ごめんなさい、答えになってないかもしれません。すみません。

○毛利委員 いいですよ。例えば非行していたときは、自分が混乱しているというか、ざわざわしていると。少年院の中に入って生活しているときに、自分の気持ちが静かに落ちついたという感覚はあるんですか。

○Aさん そうですね、周りに友だちもだれもいないので、そういう感覚は確かに言われてみたらあると思います。

○毛利委員 2番目は。

○Aさん 2番目なんですけれども、自分のところは小型車両系建設機械を取得する機会があって、自分も参加したんですが、正直、役に立っていません。というのは、自分がそういう職業につく気がなかったからです。ただ、僕は最近思うんですけども、少年院の中にある職業訓練は偏っていたというか、力仕事というか肉体労働関係の資格を取得する機会だらけだと思うんですけども、僕はもっと幅を広げてもらえたらと思います。

○毛利委員 ガテンになれと言っているみたいなの。

○Aさん そう言われているような気がするんですね。もちろん、そういう傾向はあると思うんですけども、もっとチャンスを与えてあげてほしい。特に1年とか長期の方に関しては、長い期間在院しているので、いろんな機会を幅広く与えてくれたらと。そういう提案というか、そういうことは思います。

○毛利委員 ありがとうございます。

○Bさん 1つ目の質問なんですけど、私は、さっきも少し言ったんですけども、大人が嫌いみたいなすごくつっぱった感情があって、それが消えたというのは大きかったと思います。周りの大人が全部敵みたいな感じだったので。普通に接することができるようになったと思います。

それから、脱ぎ捨てたというのは難しいですね。逆にちょっと脱ぎ捨てすぎたというのもある

るんです。180度変わってしまおうとしたので。

○毛利委員 そうか、頑張っちゃったんですね。

○Bさん そうですね、まじめなので。ちょっと力を入れすぎちゃう人は入れすぎちゃうかもしれないですね。それを逆に社会に出てから取り戻して、何年もかかってやったというのがあります。

あと、私は、14歳のころで初等のところだったので、同年代の人もいて、学科というんですかね、10人ぐらいで中学校の勉強をすることをやっていたんですけども、そのときの勉強は役に立っていると思います。ただ、私は勉強を全部やってやろうと思って、中学校3年生から高校ぐらいのテキストを全部開いてやっちゃったので、逆に中学校3年生に戻ったときに、「これやっても意味くない？」みたいになっちゃったんですよ。人にもよると思うんですけども、ちょっとやりすぎたなというのがあります。

○Cさん 脱ぎ捨てたというのを、具体的に何がという困るんですけども、考え方が180度変わったというのはあって。それは悩みました、当時。それまで曲がりなりにも20年近く生きてきて、法に触れるか触れないかということは分かるんですけども、そういうことを押し通してきた意地みたいなものもありましたので、その生き方を変えるというのは、ゼロベースになるということじゃないですか、それは本当に怖かったですね。

あと、職業補導に関しては、今、水道屋をやっているので小型車両系のあれとかは役に立っています、実際に。確かにAさんが言うように肉体労働しかないのかなと。自分は典型的なそれになってしまったんですけども、今では結構誇りを持ってというか、例えば電気とか道とかも全部労働者がつくっているわけですから、今は自信を持ってやっています。

○毛利委員 ちょっと追加で。今、押し通してきた自分を変えるのがとても怖かったとおっしゃいましたけれども、変えるときに周りにいた法務教官の人が支えてというか助けになりましたか、先生が。

○Cさん どっちかという自分の場合は自己啓発型だったと思うんですよね、多分。

○毛利委員 あまりそういう関係の問題ではないということですね。

○Cさん はい。でも、多少はあったと思います、先生たちの支えというのは。自己啓発するまでの過程の中で。

○毛利委員 わかりました。ありがとうございました。

○広田座長代理 1点だけ。AさんとCさんに質問しますが、少年院にいる間に、教科指導というか、教科の勉強をどんな感じでしていたのか。それから、定時制に行かれて役に立

ったみたいなのがあれば聞きたいんですけども。

○Aさん 教科指導は具体的にはなかったですね。高校進学あるいは復学希望者のみ夜間1時間か2時間勉強していいという時間が与えられただけで、希望者に対して指導者がいたわけではないです。僕はわけもわからず教科書を見ながら適当に勉強していたんですけども、僕の場合、勉強方法というのが全くわからなかったものですから、正直頭に入っていなかったと思います、一応夜間やっていましたけれども。

あと、自分の進学先の高校は定時制高校でした。名前さえ書けば受かる学校だったので、学力は求められていませんでした。結果論ですが、少年院での夜間学習は必要ありませんでした。是非とも今後、少年院の中で「勉強のやり方」を身に付けられるようなプログラムを考えてみて下さい。専門的じゃなくていいので、せめて中学校レベルぐらい、中学校レベルの学力というのは基礎ですから、そういった指導ができる。多分、教官の方は全員試験を受けているから基礎的な学力は絶対あると思うんですけども、そういった指導をしてくれる方がいたらもっと少年たちの進路の幅が広がると思うんですよ。すみません、また提案になってしまったんですけども、それはぜひやっていただけたらなと思います。

○Cさん 僕がいた少年院の場合は教科指導のほうにあまり力が入っていなかったと思います。復学するような院生が多分なくて。粗暴犯で暴力団の子とか暴走族の子が多かったのも。一応、漢字の書き取りとかは自主的にやったりはしていました、ほかの院生たちも。

○広田座長代理 それは独学ですか。

○Cさん そうですね、漢字検定みたいな、同じ問題は出されていたので。そのためにやったりする子もいましたね。

○広田座長代理 水道関係の仕事だと資格をとったりしますよね。

○Cさん そうですね。

○広田座長代理 そういうときにある程度勉強しておかないとまずいというか大変なんだと思うんですけども、どうですか。

○Cさん 在院中は水道屋になろうとは思ってなくて、何年かしてからなのであれだったんですけども。まだそこまでの考えというのは湧いていないんじゃないですかね、少年たちには。でも、今、Aさんが言っていたみたいにもうちょっと専門的というか、勉強の仕方さえ知らない子というのは、僕も含めて多かったんですけども、やり方を教えてあげることがあれば良いなとは思っています。

○広田座長代理 ありがとうございます。



○岩井座長 かなり長時間になっておりますので、よろしいでしょうか。

皆様、本日は貴重なお話をありがとうございました。

ここで10分程度の休憩をいたします。

どうもありがとうございました。

(休 憩)

○岩井座長 それでは、再開いたしますが、よろしいでしょうか。

ここからは、非行少年の変化等をテーマとしまして、現千葉少年鑑別所所長の近藤日出夫様と、保護司の先生にお越しいただきまして、話題提供をいただきます。

最初に、私からお2人について簡単に御紹介させていただきます。

近藤さんは、昭和54年に中野刑務所に心理技官として採用されて、その後、少年鑑別所、少年院、矯正研修所、法務総合研究所等で勤務されて、現在、千葉少年鑑別所長をされております。

保護司の先生は、東京都で昭和63年に保護司を拝命されて以来、22年間、保護観察対象者の立ち直りのために尽力をされておられます。

近藤さんから非行少年の質的变化について、保護司の先生からは保護司としての経験から見た最近の非行少年の実情、少年たちを取り巻く環境等についてお話を伺います。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、質疑応答につきましては、お2人からのお話を伺った後に行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、近藤様、よろしくお願いいたします。

○近藤所長 千葉少年鑑別所の近藤でございます。本日はよろしくお願いいたします。座って話をさせていただきます。

今、御紹介がありましたけれども、私は昭和54年に心理の技官として拝命いたしまして、今年でちょうど30年となります。そのうちの半分以上は少年鑑別所の現場で非行少年の鑑別に携わってまいりました。ただ、心理の技官としては珍しく仙台にあります東北少年院で3年勤務した経験がございます。そのときに余りにも法務教官らしく見られたのか、次の転勤先も多摩少年院ということになりまして、結局、計5年、少年院で法務教官として勤務した経験がございます。

本日のテーマは、「少年鑑別所から見た最近の非行少年の変化」ということですのでございますけれども、「少年鑑別所」の部分「少年院から見た」というふうに置き換えたとしても、内容的にはほぼ重なるような話になるかと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、私の話の概要を御説明します。始めに少年非行に関する専門家の方々のいろいろな見解について振り返ってみたいと思います。次に少年非行の変化につきまして、刑事司法の取扱いの変化、家族・社会の変化、非行理解の変化について、本来であれば私の体験に基づいてお話したいのですが、事務局のほうからは、できるだけ客観的なデータに基づいて話すように依頼されておりますので、統計的なデータを中心に御説明し、最後にまとめを行いたいと思っております。

非行少年の変化について、専門家の方々のいろいろな意見について私なりにここにまとめてみました。例えば1998年には、矯正局が『現代の少年非行を考える』という冊子を出しまして、未熟な非行少年が増えているということで、育て直しが必要という提言を行っております。

そもそも、こういった非行少年の変化についての議論がなぜこのように活発になったのかということを考えてみますと、平成9年に神戸で起きました連続児童殺傷事件が一つの契機になっているように思われます。この後いろいろなデータを見ていきたいと思っておりますけれども、平成9年というのは一つの変り目というか、いろいろな意味で少年非行の転換点になったのではないかと考えております。

では、本題の少年鑑別所から見た非行少年の変化について見ていきます。最初に、非行少年の何が変化しているのか、何が変化していないのかについて押さえておきたいと思っております。基本的な前提は子どもの本質は変わっていないということです。もし少年非行が変化していたら、それは家族・社会の変化によるものであって、非行のあらわれ方が変化しているだけというふうに考えられると思っております。

そもそも少年非行というのは今も昔も15歳あるいは16歳ぐらいをピークとした思春期危機の一つのあらわれと考えることができると思っております。

ただし、少年鑑別所の立場から非行少年の変化を見るときは、第1に、刑事司法の取扱い、すなわち観護措置率とか少年法の改正といった取扱いの変化によって、入所してくる少年の特質が大きく変化するということです。

第2には、ここ10年ぐらいの間に、発達障害とか虐待被害と非行との関連の理解が深まってきておりますけれども、そういった非行理解の変化によって我々が非行少年を見るときは

方そのものが変化してきている。すなわち、今まで見えなかったものが見えるようになってきたというような点にも留意する必要があると思っております。

まず、刑事司法の取扱いの変化について見ていきたいと思えます。これを見ますと、少年を対象とした矯正施設、すなわち、少年鑑別所及び少年院の収容というのは、検挙人員に左右されるというよりは、刑事司法の取扱いの変化に大きく左右されているのがよくわかると思えます。私自身の理解では、戦後の少年矯正の収容数に大きな変化を与えた刑事司法の取扱いの変化は3回あります。

第1回目は、昭和24年以来、少年矯正施設には暫定措置として18歳未満の少年だけを収容ということになっていたのが、昭和26年に解除されて、20歳未満まで収容することになりまして、一気に少年矯正施設の収容は増えております。

それから、第2回目の大きな変化は、昭和40年代に起こりました施設内処遇をできるだけ回避しようという動きの影響で、少年鑑別所とか少年院の収容が急激に減少しております。

そして、第3回目の変化として、平成9年ごろに検挙人員と少年矯正施設の収容数の動きが大きく乖離してくるという現象が起きております。この背景には、警察段階における身柄付送致率の上昇、それを受けた家庭裁判所の観護措置率の上昇というものが大きく影響していると思われまます。こういった刑事司法の取扱いの変化によって、少年鑑別所に入ってくる非行少年の特質も大きく変化してきております。

そういった入所少年の特質の変化の中で、最も目立つのが低年齢少年の増加です。中学生の入所少年の推移を見ると、平成8年とか9年ぐらいから急増しているのがわかります。

さらに、13歳以下の入所少年の推移を見ると、従来は児童福祉の領域で処遇されていた彼らが、やはり平成9年ごろを境に急増しているのがわかると思えます。

こういった13歳以下の入所少年の具体的な特徴について、当所に最近入った18人の事例について御紹介したいと思います。大きな特徴としてまとめますと、問題行動が早期から常習化している少年とか、児童福祉の枠におさまらない少年、あるいは、触法行為と結びついた資質的な問題の大きな少年が多く含まれていることがわかりました。特にこの中で、強制わいせつ等の性に関連する問題行動とか放火、あるいは、凶器を持ち歩いていた少年など、触法行為と結びついた資質的な問題の大きな少年が最近少年鑑別所まで入ってきているように思われまます。

以上の刑事司法の取扱いの変化について簡単にまとめますと、最近、警察段階での身柄付送致率とか、家庭裁判所における観護措置率が上昇して、少年鑑別所の入所少年の特質も大きく

変化しております。図で見ましたように、低年齢少年が増えておりますけれども、それ以外にも高校生とか保護観察歴なしの少年が増えてきております。こういった特性だけ見ますと、比較的軽微な非行性の少年が、少年鑑別所に入ってきているように見えますけれども、その一方で少年院の送致率はほとんど変化しておりません。

しかも、先ほど見ましたように、非行と結びついた資質的な問題の大きな低年齢の少年が増えてきているところを見ますと、刑事司法の取扱いの変化だけではなくて、従来よりも手厚い処遇とか綿密な鑑別が必要な少年が実際に増えていて、それによって刑事司法の取扱いの変化が生じていると。ややこしいですけれども、そのようにも考えることができるのではないかと考えております。

続いて、家族・社会の変化について見ていきたいと思えます。少年鑑別所に入ってきた少年の保護者の推移を見ると、やはり平成10年ぐらいから急激に実父母の比率が下がって、実母の比率が上昇しております。これは全国的な保護者の状況、厚生労働省の統計などを見ますと、母子家庭が増えているという統計もありますので、そういった方向に沿った変化と思われるけれども、それにしても母子家庭が3分の1というのはかなり高いと言えらると思えます。

少年鑑別所に入所した少年の中で、生活程度が貧困とされた者の比率を見ると、やはり平成9年ぐらいから上昇しているのがわかります。不景気の影響もありますけれども、先ほど見た母子家庭が増えているという影響もあるのではないかと考えられます。

これは非行時においてその少年がだれと住んでいたかという統計ですが、非行少年というのはもともと葛藤や干渉のある家庭を嫌って、できるだけ早く外に出ていきたいというのが普通だと思っていたのですけれども、最近の非行少年というのはいつまでも家にとどまって悪いことをする、そういった傾向が強まっているのではないかと考えられます。

暴走族関係の入所少年の推移を見ますと、暴走族は、一時期、小グループ化してかなり活発に活動していましたがけれども、ここ数年は急激に減ってきております。以前は少年鑑別所にも深夜になると暴走族の少年たちがかなり来ていましたけれども、ここ数年は夜も静かで、そういったところからも暴走族があまり活発ではなくなってきたなというふうに実感しております。

暴力団関係の入所少年の推移を見ると、平成4年に暴力団対策法が施行されたことによって、数的には急激に減ってきております。

以上の家族・社会の変化についてまとめますと、第1に、実父母率が低下し、母子家庭の比率が上昇してきております。ここからは、父母間の葛藤とか経済的な苦境というものが従来よりも強まっていて、そこからは少年に対する家庭の監護力が低下してきているということがう

かがわれます。

第2に、非行時における家族との同居率が上昇しているところからは、不況の影響もあるかと思えますけれども、住み込みの就職先とか、そういった社会的な受け皿が減少してきていること。さらには、心理的に家庭からなかなか自立できない少年が増えてきていること、そういったところがうかがわれます。

第3に、反社会集団の影響力が低下してきていることです。これは少年たち全体に見られる集団の規律などに縛られたくないという傾向の強まりもあるかと思えますけれども、こういった反社会性の問題が背景に退くことによって、非行の原因として家族関係とか、資質の問題が顕在化してくる一因になっていると考えられます。

続いて、非行理解の変化について見ていきたいと思えます。これは全国の少年鑑別所における精神診断の推移を見たものです。矯正統計年報におきましては、精神診断のカテゴリーとして、「精神障害なし」、「知的障害」、「精神病質」、「神経症」、「その他の精神障害」に分けてチェックすることになっておりますけれども、これを見ますと、「その他の精神障害」だけが平成9年以降急増しているのがわかります。

では、その他の精神障害として何が増えているのかということ調べるために、当所において昨年「精神障害あり」と診断された少年の診断名をここに挙げてみます。これを見るとわかりますように、AD/HDとか広汎性発達障害といった発達障害の少年が目立っていて、これらの発達障害の診断がここ10年ぐらいで増えてきているのではないかと推察されます。

では、具体的に広汎性発達障害の事例について御紹介したいと思います。最近、当所で広汎性発達障害と診断された少年数名の特徴を見ますと、いずれも家庭的には両親がそろっていて、子どもに対する関心はありましたけれども、学校での激しいいじめなどがあって、社会適応できずに非行に走っているというのがほとんどでした。

精神科の通院歴はあったとしても、広汎性発達障害という診断を受けていたものはわずかでした。こういったところを考えますと、彼らの特性を考慮したサポートが不足してきていた、さらに、激しいいじめなどの対人関係上の二次障害によって非行が発生していたということがうかがわれます。

続いて、虐待被害の非行への影響について見ていきたいと思えます。非行少年の中で虐待被害が増えているとか、あるいは、変化していないといった客観的なデータはありませんので、ここでは児童相談所における児童虐待の相談件数の推移を見ますと、平成10年以降から急増

しているのがわかります。

さらに、非行少年を収容している施設の中での虐待被害の体験率の調査がありますので、それも同時に示しております。武蔵野学院による全国の児童自立支援施設での調査によりますと、収容少年の約60%に虐待被害の体験が見られたという報告があります。それから、法務総合研究所の少年院在院者に対する調査においては、男子の50%、女子の57%に虐待被害の経験があったという報告があります。私自身が全国の少年鑑別所で調査したところでは、45%に虐待被害の体験があったというデータが得られております。

こういった虐待被害の影響の大きさを見るために、当所において処遇上苦慮した事例について御紹介したいと思います。当所において、最近、部屋の物を壊すとかその壊した物で自傷行為をする、職員に対して暴行しようとするなど、処遇上苦慮した少年の生活歴を見ますと、全員が家庭内で重度の虐待被害体験がありました。こうしたところから、少年矯正施設内において不適応をきたす少年の背景には、虐待被害の要因がかなり影響している可能性があるのではないかと思います。そういった彼らの特性を考慮した上で、より適切な処遇を行っていく必要があるのではないかと思います。

以上の非行理解の変化についてまとめますと、ここ10年ぐらいで発達障害に関する理解がかなり深まりまして、少年鑑別所におきましても発達障害と診断される少年が増加しております。その数は今までのところはそれほど多くはありませんけれども、こういった障害を見逃すことは許されませんから、従来よりもより一層精密な査定、あるいは、外部資料の収集、あるいは、精神科医との連携が必要になっております。さらには、二次障害と非行との関連についても解明していくことが重要になっております。

2つ目としましては、非行少年の中の虐待被害の体験率が非常に高いということが明らかになってきておりますので、非行と虐待被害との関連を詳細に検討する必要がありますし、少年矯正施設の中で大きな不適応を示す者の背景要因の一つとして、虐待被害の影響についてもより一層注目して、処遇上考慮していく必要があると思われれます。

では、まとめに移らせていただきますが、今までいろいろ非行少年の変化について述べてきましたけれども、別の観点から少し考えたいと思います。私自身、昨年、平成13年の少年法改正以来、殺人で少年鑑別所に入ってきた少年の分析を行いまして、その結果大きく2つの類型があるのを見だしております。1つは、反社会性がエスカレートして殺人に至った外在化タイプ、もう一つは、不適応感が内に蓄積されて、それが暴発する形で家庭内殺人などに至った内在化タイプです。

最初に、専門家の方々の最近の非行少年の変化についてのいろいろな見解を御紹介しましたが、それと照らし合わせますと、最近の非行少年は外在化タイプよりも内在化タイプが増えているという意見が多いように思います。

さらには、平成17年の「犯罪白書」で、少年院の教官に対して最近の非行少年の質的变化について尋ねておりますが、そのときに処遇上困難化しているということで出された特徴の多くが、内在化タイプの特徴と重なり合うように思います。

その一方、一般の青少年の中においても、自分の可能性を信じていけないとか、努力しても報われないのではないかという意識が強まってきている、そうしたことによって、あえて社会から背を向けようとする「背社会的」な傾向が強まっているという意見が最近出されるようになってきております。

こういった背社会的な傾向が強い少年が、いったん大きな困難に直面しますと、素直に周囲のサポートを求めることができませんし、周囲からもなかなか手助けがないということで、簡単に孤立無縁状態に陥り、内在化タイプの非行に走りやすくなっているのではないかと考えられます。

こういった心理機制を考えますと、彼らを処遇する際、考えなければいけないのは、まず社会力の向上、あるいは、社会との結びつきの回復が大切なのではないかと思います。そうした上で、自己価値の確認とか、一般的他者の視点の取得というものが必要になってくるというふうに考えております。

以上の非行少年の変化を踏まえて、最後に少年鑑別所の課題について述べさせていただきます。

第1に、低年齢の少年が増えてきているというところから、手厚い処遇がさらに必要になってきております。既に少年鑑別所におきましては、例えばぬいぐるみを与えるとか、抱き枕を与えるとか、そういったことをやっておりますけれども、最近の予算事情を考慮しますと、職員一人ひとりが入所少年の衣食住に対してもうひと手間、もう一工夫を蓄積していくといえますか、積み重ねていくことが必要になっているように思います。

第2としましては、家庭から自立することが困難な少年が増えてきているというところから、少年鑑別所においても学習支援とか職業適性の理解を援助するような働きかけが必要になっていると思います。例えば、最近ですと、「運動に出るかい」と聞いても「いや、いいです」とか、あるいは、「勉強をやるかい」と聞いても「いいです」と、非常に消極的な少年が増えておりますので、こちらのほうから背中を押してやるような支援が必要になってきているように

思います。

第3としましては、発達障害とか虐待被害の理解が深まることによって、鑑別や処遇がいろいろな面で専門化し困難度を増してきているように思います。発達過程を踏まえた詳細な査定というものがさらに重要になってきているように思います。

さらに、再犯防止というものが強く言われてきておりますので、鑑別におきましても、再犯防止に役立つ鑑別を進めていく必要があると思っております。その一つとしては、再非行リスク評価の精度を向上させること。その一方で、さまざまな困難を抱えている非行少年が増えていることを考えますと、そういった困難を抱えながらも非行に走らない、その理由は何だろうかということ。最近、レジリエンスということが注目されておりますけれども、そういった更生要因を具体的に特定する作業を進めて、処遇に生かしていくということが必要になっていると考えております。

私に与えられた時間が過ぎましたので、以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○岩井座長 ありがとうございました。

続きまして、保護司の先生、よろしく願いいたします。

○保護司 私は、東京都で保護司をいたしております。何分にもこのような会合でお話し申し上げるのは初めての経験です。皆様に御理解いただけるお話ができるかどうか大変心配し、緊張もいたしておりますので、どうぞその点御留意いただきまして、よろしく願い申し上げます。

まず、今日私がお話し申し上げるのは、私の20年間の保護司活動の中で、時代の流れでどう変化していったか、非行の内容等について変わった点について話をしてほしいとの御要望でございました。それを昔を思い出しながら3点お話し申し上げ、その後、少年院を仮退院いたしました。少年の事例をお話し申し上げたいと思います。これはあくまでも私だけの事例でございますので、どの保護司さんにもこういう事例があったということではございません。個人的な意見がかなり入っていると思っておりますので、その点どうぞ御了承いただきたいと思っております。

まず、私が一番変化したなと感じていることの一つに薬物がございます。シンナーから覚せい剤、大麻へ移った。私が昭和63年に保護司になりましたときに、初めて保護観察対象者を担当しましたのが、シンナーの常習犯の少年でございました。その少年に初めて会ったとき、既にシンナーの影響で歯がほとんど溶けてなくなっておりました。私はそのとき初めてシンナーの恐ろしさを目の当たりにいたしました。



平成の初めごろには少年たちの間でシンナーが大変まん延しておりました。どうしてかという、入手方法また吸引方法が簡単であったということだと思います。例えば、塗装業を営む町工場からちょっとシンナーを失敬してくる、もっと簡単に言えば、工作をするボンドをポリエチレンの袋の中に入れて、それをストローで吸引する、そういう少年たちが大変多うございました。でも、これは他の犯罪にすぐに結びつくものではなかったと思います。

それが覚せい剤、大麻へ移りますと、これまた大変なことが起こりました。少年の間ではそう多くはなかったかと思いますが、これを入手するために莫大なお金が必要です。そのお金を捻出するために少年の間でも恐喝とか強盗、窃盗という犯罪がかなり増えたと思います。覚せい剤が再犯の一番大きな罪名だということを皆さんご存じだと思うんですが、これを重ねて脳や精神障害によって日常生活が不可能になった少年を1人担当したことがございます。その事例をちょっと申し上げます。

少女でした。中学のころから非行を重ねておまして、少年院送致となったのは全く別の罪名でしたけれども、この引受人が少女の引受を拒否したために、その少女は更生保護施設で生活することとなりました。そこから仕事を探していただき勤め始めたのですが、その職場の給料日に仲間の給料を盗み、そのまま施設から失踪し、行方不明になりました。その少女が私どもの前に出てきたのが20歳の満期を迎える寸前でした。そのとき、その少女は妊娠8か月の大きなお腹をしておりました。

そして、行方不明中に暴力団とのかかわりができ、かなりの覚せい剤をやっているという噂が飛んでおりました。事実その少女の顔は19歳の顔ではありませんでしたし、目も全く力がありませんでした。よく子どもがここまで育ったなど、私は女ですから、不思議にも思いました。その少女が20歳で私と縁が切れまして、すぐ出産し、その後、生活保護を受けながら子どもと一緒に生活が始まったんです。

私は縁が切れておりましたけれども、やはり心配で本人を訪ねました。そして驚くことに、その部屋はごみの山でした。その中のすき間を縫って赤ちゃんと本人が寝ておりました。もう保育園に連れていく、立ち上がって歩く元気がないと少女は申ししていました。もちろん覚せい剤による幻覚症状もありましたし、その当時も相当やっていたのではないかと思うくらいの様相でした。すぐに私は母親に連絡をとりましたが、その少女は昔の男性が部屋に入って、覚せい剤をやっていたんですね。即、現行犯逮捕で刑務所に入りました。もちろん赤ちゃんは母親の顔も知らないうちに施設に入り、それから刑務所を転々としたということを後日母親から聞かされました。本当に虚しい結末になった事例でございます。

それから、もう一つ、変わったと言えば、連絡手段です。昔、PHS、今、携帯電話。それが大変大きな変化でした。PHSは使用可能エリアが狭いものですから、少年たちの行動範囲には限度がございました。ですから、直接PHSによる犯罪はなかったと思いますけれども、携帯電話になりましたら、保護観察対象者やその引受人にとりましては大変マイナスの面ばかりが出ました。もっとも今は社会問題にもなっておりますけれども、まず少年の保護者が少年の行動をキャッチできなくなりました。それから、少年たちも交遊関係が広範囲に及び、集団で凶悪な犯罪を犯すようになりました。

それから、携帯電話でまた一つ大変な事例を持っております。その少年は中学卒業ごろから非行を重ねて、違う罪名で少年院送致となり、満期を迎えて少年院を出てまいりました。成人式ももちろん少年院の中で済ませました。その少年が帰ってきて、もちろん私の手も満期で離れたんですが、2年後再び私のもとにまいりました。それは何かというと携帯電話による大きな罪だったんです。

本人は借金を返すために短期高額のアルバイトを携帯電話で探しました。それは運転免許証を持っている者に限るということで、指定された場所に行きましたら、数人の男性がいまして、免許証を見せてくれと。その免許証を持ってしばらく外に出ていた。免許証を持って帰ってきたときには、自分の顔写真であるけれども他人の名前だった。そして、「これからこの免許証を持って即銀行に行って口座を開設してくれ」と。後ろに見張りがつきまして、少年は銀行に行きました。そのときに少年は何が起こるか全部察知していたそうです。ところが、見張りがそばにいて、怖い人間だということがわかっておりましたので、そのまま手続をしました。

その手続がなかなかできてこなかったそうで、ちょっと後ろを振り向きまして、見張りの人間がいなかったそうです。そこでその少年はますます心配になりましたが、「どうぞ、こちらへ」と銀行の中に連れていかれました。そこには警察官がおりまして、その場で即逮捕となりました。事情聴取によってこの集団、いわゆる免許証を偽造する集団がはっきりいたしましたので、この子は懲役刑ですけれども、3年の執行猶予のついた判決がでまして、それから3年また私が保護観察をいたしました。こういう事例がございました。

それから、もう一つ、引受人の変化。これは、先ほど鑑別所の先生がおっしゃったとおり、今は実母が引受人になるケースが多うございます。この実母の資質については今も昔もほとんど変わらず、過保護であったり、放任主義、無関心、それから、規範意識の欠如、これは全く変わりません。そして、少年たちがいざ事件を起こしますと、対処方法もわからず、「どうしましょう、どうしましょう」と、ふだん全く私のところに来訪もしない、協力もしない親が、

何度でも参ります。「何とかありませんか」と、大慌てになります。そういう母親は今も同じです。ただ、こういう引受人ばかりではございません。特定の方であるということを申し上げておきます。

この引受人が現在ちょっと変わった点は、引受人が女性ですから、自分の親の介護をする引受人が出てきたんですね、そういう立場に立たされる。もう一つは、母親以前に一人の女性としての生活を大切にしている母親が多く見られます。そうしますと、もちろん少年たちに親の目はいきません。それを幸いに少年たちは家に寄りつかず、外泊をし、夜遊びをし、それが犯罪へとつながる。このケースも大変多うございました。

そういうことで、この3点だけ。本当はもっとあると思いますけれども、私の気が付いたところを申し上げました。

それから、これはある一人の少年の事例でございまして、少年院に送致された少年でございます。この少年が中学に入学してから少年院送致になるまでの5年間に、ほとんどの罪名、十数件に及ぶ非行を繰り返しておりました。その都度、補導され、児童相談所に送致され、次には児童自立支援施設に送致され、今度は試験観察となる。施設と家とを行ったり来たりの生活をする。家に帰ったときに犯罪を繰り返しておりました。

この少年が少年院送致になった時点で、私と少年とのかかわりが、生活環境の調整ということでスタートいたしました。そして、早速、母親と面接をし、「このように再犯を繰り返すには、お母さんとして何か思いつかれる原因がありますか」とお聞きしたときに、母親は「あります」とおっしゃいました。それは、離婚の際、自分の精神状態が不安定になり、小学校低学年の子ども2人を祖母に押しつけたまま1か月以上の家出をしたそうです。

そして、帰ってきたときに祖母から、子どもたちが毎日学校から帰ってくると、お母さんは帰ってきたかということを知られ大変気の毒だったと。それを聞きました母親が、私がいなかったためにこんな寂しい思いをさせたんだ、これからしっかりと子どもを育てようと思ってくれたのなら良かったんですが、かわいそうかわいそうだけで大変な過保護になって、わがままも何もすべてを容認して育ててしまった。そこに原因があったと思うと母親は申しおりました。

いずれ本人は仮退院します。そこで改善法を母親と相談いたしました。この少年は家に帰ったときに罪を犯すんだから、地域に深く根ざした不良グループとの交友関係をまず絶つことだと。それには空白の時間を設けずにフルタイムで働く仕事先をお互いに協力して探しましょうよと。それからもう一つ、お母さん、そして家族が過保護をまず捨ててくださいと。少し厳し

い目で、私たちと協力して本人の更生に当たりましょう、そういう約束をしてもらいました。

その後、私は少年院へ施設面接に行きました。少年院ですから、本人にとっては大変な日々だったと思い、緊張した面持ちで部屋に入ってくるのかなと思っていたところ、意外や意外、笑顔で、大きな声であいさつをし、いきなり私に質問を投げかけました。「保護司さんの家はどこですか。ああ、それじゃ何々君の家のそばですね。自分は以前彼と事件を起こしたことがあるんですよ」と。あっけらかんとして、全く緊張感もなかった。私は、この子はどういうことなんだろう、この中の生活を嫌だと思ってないんだと、施設を転々とした結果、施設慣れをしているのかなと思いました。

その後、教官と面接をしたら、この教官が「この少年は入院したときから全く態度も変わりません、反省もありません。既にこの少年院の中で悪質な違反を繰り返しております。」と、そういうことをおっしゃいました。「まだまだこれから大変でしょうな、いろいろあるでしょうな」と首を傾けたんです。私があるときに思ったことは、間もなく私の手元にその少年は保護観察として戻ってくるわけで、矯正施設のプロの先生が「まだこれからいろいろあるでしょうな」と首を傾げるのに、この状態で仮退院させられたら私はもうお手上げ状態になる、更生不可能であろうと、全く自信がないと思いました。できることなら、20歳までの時間があるのだから、この少年の状況がもっと改善されてから私の手元に戻してほしいと願う気持ちが私の本心でした。

本人が仮退院しまして、保護観察が始まりました。ところが、順調にいったわけではございません。後からわかったことに、少年院を出てすぐその少年は暴力団に加入しておりました。それから、覚せい剤も乱用しておりました。それから、その後も犯罪を繰り返し、結局、成人してから刑務所に入所いたしました。私は自分の無力をどうしていいかわからないほど反省もしましたけれども、どうしていいか、やることだけは保護観察官の御指導の下に一生懸命みんな協力して更生に当たったつもりです。でも、これでもかこれでもかと再犯を繰り返されますと、私は自信もなくなりますし、今後いずれ仮出所したときにどう対処したらいいだろうと、本当に困り果てました。

でも、こういう虚しい気持ちになるのは私だけではないんですね。保護司のだれもがこういう経験は一度や二度は必ずあったと思います。こんなに施設を行ったり来たりし、私たちの手元で更生の努力をしたのに変わらない、この原因はどこにあるのか。私なりに考えておりますし、また仮出所したときにはどうやって更生していこうかということも、気が付いたことは手帳にメモっております。ですから、出所したときには、私もあきらめないで我が子と思って

頑張るつもりでおります。

今日はこのように立派な先生方がおいでになられますので、直接、更生保護に携わっていらっしゃるなくても、この少年たちを更生させるための何かいい御意見がございましたら、案がありましたら、是非今日は勉強させていただきたいと、こういうことも思っておうかがいいたしました。本当にとりとめのない話でございますが、御理解いただけたかどうか、私の実感でございました。ありがとうございました。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答に入りたいと思いますので、委員の方々に御質問等がある方はどうぞ手を挙げていただきたいと思います。

それでは、私から質問させていただいてよろしいでしょうか。

どうして先生は保護司になろうと思われたのでしょうか。

○保護司 昭和63年、突然、町会長さんとその当時の分区長さんがお見えになって、是非にという勧めがございました。ところが、誠に恥ずかしながら私は保護司というものの、言葉は聞いたことはございましたけれども、仕事の内容を全く理解しておりませんでした。それと、その当時、私の一番下の子が高校に入学するときでしたので、対象者になってもおかしくない年齢だったんですね。そういうこともありましたし、主人の両親も抱えておりましたので、お断りいたしました。

その当時、女性の保護司が大変少なくて、犯罪件数に少女の非行が大変多くなったんですね。是非子育ての経験を持った女性をということで探していらしたらしいんです。男の方では女性の対象者を持つと処遇が難しい場合があるんですね。例えば、必ず異性との関係ができますし、妊娠ということも必ず起きるんですね、非行少女の中に。そういうことだと、男性の保護司ではちょっと大変だということもあって、そういうことを踏まえて女性を探していたんだと。それではということでお引き受けいたしました。

○岩井座長 かなり大変な事例の御紹介をなさいましたけれども、非常にうまくいったというふうな事例もかなりたくさんあるわけでしょうね。保護観察が非常にうまくいったというようなケースも。

○保護司 これは引受人の力も多分でございます。私どもはまず対象者の更生よりも前に、引受人の更生をしなければいけないということを保護司の間では話し合っております。ですけれども、大変協力的な御両親の下で、私たち随分助けいただきながら更生した例もかなりあります。ある少女の場合は、成人式を迎えたときに振り袖姿で両親とボーイフレンドとともに私

を訪ねてくださった方もいますし、苦勞した末にやっとの思いで幸せをつかんで、子どもができましたということで。たびたびいろいろあった子でしたけれども、25、6歳になって母親と子どもを連れて、やっとならに会えるようになったということで来てくださったり。そういう喜びもたくさんございます。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

何か御質問ある方いらっしゃいますか。

○広田座長代理 今の生活環境の調整でうまくいくような例を、もうちょっとプロセスというか、実態というか、そういうのを教えていただきたいと思います。

それから、近藤先生には、御報告の最後のところに、再犯防止に役立つ鑑別をということで書かれている、再非行のリスク評定の精度を上げるとことと、更生要因の特定ということをもうちょっと説明していただければと思います。お願いします。

○保護司 生活環境の調整で私がいろいろ考えたこと、まずこの少年の事例によってお話しすると、帰ったときに、この少年が何で罪を犯したか、その原因を調べて、こういうことを改善したらうまくいくのかなと思って、先ほど申し上げたように、地域に根ざした不良仲間との交際を絶つように、それをまず第一に考えました。

それから、この少年の資質を考えまして、この少年は、自分がやったことに対して責任を持たずに、全部、責任を他人に転嫁する子だったんですね。ですから、警察に捕まっても、自分は悪くない、自分ではない、相手が悪いということを盛んに申す子だったんです。そういうことに対する反省を持って、自覚を持ってくれないとこの少年は立ち直れないということで、幼児を扱うように一つひとつ、来訪の折りには話しておりました。

それから、暴力を伴うことを結構していたものですから、私の指導としては、手を振り上げる前に一呼吸おきなさいと。そして、自分がこの場で手を振り上げたらどういうことになるかをちょっと考えなさいと。それから、暴力でおさめなくても言葉というのがあると。そういうことを常々申しておりました。ですから、手を振り上げたら、まず一呼吸おいて、私の顔を思い出しなさいと。それは来訪の折りに必ず申していた言葉です。そういうことは申していましたがけれども、いざとなるとそれが全く効力を発揮いたしませんで、失敗のケースが多かったということです。

○近藤所長 リスク評定につきましては、現在、矯正局のほうで、リスクアセスメントツールというものの開発作業が進んでおります。これは、例えば、家族の問題とか、性格面の問題とか、そういったものをチェックして、その後、追跡調査を行って、どのような要因が再非行と

関係するかということ調べて評定するというものです。

更生要因につきましては、昨年から具体的に千葉少年鑑別所で試み的にやっておりますけれども、例えば自己肯定感とか、サポートティブな大人が身近にいるとかいないとか、そういった更生と関係するような要因をあらかじめチェックしておいて、またそれも追跡調査をして、再犯しなかった少年にどういった特徴が認められるかということから、どの要因が効いているのかというものを調べるというようなことでございます。

○岩井座長 他にご質問はございますか。どうぞ。

○毛利委員 今日はありがとうございます。

近藤先生にお尋ねします。被虐待を持った少年、それから、発達障害のある少年という問題があるんですが、こういう子どもたちは、今まで少年院で一般に行われてきた、全体の型の中にはめていたり、男の子の場合、ちょっと男っぽい世界の中に連れて行って、その中で訓練するというのとちょっと違う方向が必要だと思うんですが、それはどんなことに気を付けて教育すればいいと思われませんか。

○近藤所長 一言で言うのはなかなか難しいと思いますけれども、少年院の中では基本的には集団生活ですから、それに乗せることが一つの働きかけの目標となりますけれども、こういった少年たちは集団に慣れるというか、そこに溶け込んでいくということに、そもそも生きづらさを感じている少年たちですから、そこを教官の一人ひとりがきちんと理解してあげて、ほんのちょっとしたことだと思うんですけれども、「大丈夫かい」というふうに声掛けするとか、ちょっと集団室から離して個室で生活させてあげて、気持ちが安定するのを待つとか、そういった個別的な配慮が必要なんだろうと思います。

○毛利委員 例えば、そういう少年だけを、今までの一般的な少年の処遇のタイプではなくて、特別に分類をして、どこかにきちんと入れて、考え方の違う処遇をしたほうが良いということではないんですか。

○近藤所長 基本的には様々な人の中で生活するという力を身につけさせる必要があると思いますから、そこがちょっと足りないわけですから、そういった特性の子だけを集めてどうこうというよりは、いろいろなタイプの中で、先ほど言いましたけれども、対人スキルを、こういった子にはこういうふうに対応しなければいけないんだとか、こういう先生にはこういうふうに対応しなければいけないとか、そういうことを学ぶ機会を与えるのが大切だと思います。

○毛利委員 では、あまりぎゅっと集めるよりも、ほかの子どもたちの中に薄く混ぜて社会体験をさせたほうが良いということもあるわけですか。

○近藤所長 その子の問題性の程度によりますけれども、重度でなくて、軽度であれば、こちらのほうが私は個人的には良いと思います。

○毛利委員 こういう子たちの場合は発達障害と被虐待と2つあるんですが、鑑別結果通知書では家裁の裁判官に対してどういう処方を求められることが多いんですか。要するに、鑑別結果通知書を家裁に出すときに、どういう処遇が良いですよと言われることが多いですか。例えば、少年院の中にも医療少年院とかいろいろありますけれども、そういう色分けは少年によってされているんでしょうか。

○近藤所長 家庭裁判所のほうでこういったタイプの子に対して少年院送致の決定が出た場合、その発達障害の程度が重度であれば、そういった特別の教育を行う課程のある少年院に送致しますし、それが軽度であれば普通の少年院に送って、先ほど言ったように様々な人間関係を学んでもらうということになります。

○毛利委員 医療少年院の場合はそういうことができると考えていいんですか。

○近藤所長 医療少年院というのは、基本的にはお医者さんの専門的な治療が必要な少年を送致するということになります。例えば、体の病気と言えば、入院して専門のお医者さんの治療が必要だという場合に送致することになります。

○毛利委員 そうすると、そういう子たちを対応できるカリキュラムというか、体制はまだできていないと考えたほうがいいですか。

○近藤所長 そういう子たちというのは発達障害の少年ということですか。

○毛利委員 被虐待とか発達障害とか。

○近藤所長 できていないというか、それを踏まえたいろいろな試みというか、やり方というか、それはいろいろな少年院でそれぞれ工夫して始まっているというふうに私は理解しています。

○毛利委員 将来的にこうなってほしいなという希望のようなものがあればぜひお聞きしてみたいんですが。少年院の処遇がそういう子たちに対してこういう部分を手厚く育ててほしいと、自分たちのやり方を育ててほしい重点的な部分がもしあれば教えていただきたいと思うんですが。

○近藤所長 なかなか難しい御質問ですがけれども、最近の非行少年の特質の変化を考えると、集団全体としてのまとまりを維持していくという方針からもう少し、従来も個別なことをやっていますけれども、こういった子の特性を考慮した処遇をより進めてほしいというふうには思っております。



○毛利委員 ここに「内在化タイプ」と書いてありますが、テレビとかでいう言葉でいうと、「オタク」とか「ひきこもり」とか、そういうものと重ね合わせて考えていいんですか。

○近藤所長 大きく言えばそう言ってもいいかもしれません。

○毛利委員 そういう気質の子が増えてきた中で、少年院のこれまでつくってきた集団の処遇のシステムにちょっとずれが出ているというふうに考えてもいいですか。

○近藤所長 そうですね。先ほど少年院の教官調査というのが平成17年の「犯罪白書」に載ったと御紹介しましたけれども、その中でも少年院の教官の人たちが処遇困難と考えている特徴というのは、人の痛みがわからないとか、対人スキルがあまり身につけていないとか、衝動的とか、そういったことを「なかなか処遇が難しい」というふうに答えておりますので、少年院の現場でもそういったところが最近の少年はちょっと難しいなというふうに感じていると思います。

○毛利委員 法務教官もオタクがなれば話が通じるのでは。

○近藤所長 オタク同士が話が通じるかどうかというのは、ゲームセンターでオタク同士が会話している姿をあまり見ておりませんので。それはちょっとどうかなとは思いますが。

○毛利委員 すみません、つまらない質問をしまして。

○岩井座長 他にございますか。どうぞ。

○津富委員 今伺っていて、確認というか、提案というか、これまでの少年院の集団処遇のやり方について意見を求められていたと思うんです。ちょっと話がずれるかもしれませんが、私は静岡でニート支援をやっていて、発達障害と思われる方が結構たくさん来られます。基本的には人にどう慣れていただくかが、非常に重要です。人に慣れてもらう、人の中でどうやってやるかが非常に重要なので、そういう場をたくさんつくっていくことを重要視してやっています。

私自身がしているわけではないですけども、私どものセミナーを受けた人たちが集っている場を、私どものメンバーが回っていて、2週間にとか1か月に一度、ミーティングをやっています。そこには誰もがやってきて、普通の意味で会話が成立しているとは言えないときもありますが、だれもが発言できて、だれもが聞ける場として成立している。そこに通っているうちに、発達障害かなと思われる人もだんだん変わっていく。個性を保たれたまま、場になじんだり、発言をされたりしていくわけです。こういう基本は、別に私どものところに限らない、少年院でも同じはずです。

そういうことを踏まえると、近藤さんの言われていることは、集団手法が間違っていたから

個別的手当てをするという方向へ処遇を変えるのではなくて、集団の構造とか集団の中でのコミュニケーションの関係性の在り方をつくり変えるという提案に読み替えていいんですかと、近藤さんに質問をしたかったんですけども。

○近藤所長 すばらしい回答をいただいたと思っております。

○毛利委員 そういう子どもたちを少年院の中で育てるといえるときに、例えばスポーツを通じてルールを守って体を鍛えるとか、職業訓練をしてびしっと仕事をするとか、割と大人の社会の生産的な方向づけで教えられているわけですね。今そういう実践があるのかどうか知りませんが、もっと砕けた遊びの場みたいなところにそういう子たちを放り込んで、少し自由に遊ばせるとかいう処遇をすると効果が出るような可能性はありますか。

○近藤所長 私の個人的な感想としては、遊びではやはりだめだと思います。先ほど言いましたけれども、彼らの自由意思のままに任せていたのではやはり変わらない。我々はそのためにいるわけですから、一歩でも二歩でも彼らを前に進めるためにいろいろな工夫をして、働きかけをやっていくというのが大切だと思っています。

○毛利委員 もう一ついいですか。僕は中津少年学院というところで情緒障害を持っている子とか、知的遅滞の子とやっているんですけども、相手が15歳なので、15歳の子が欠けているものを補おうという気持ちがついてきてしまうんですね。15歳の少年らしくない部分を15歳らしくしようと思って働き掛けてしまうんですけども、よくよく考えてみるとこの子に本当に足りないのは、3歳とか5歳ぐらいのときのきちんとした育ちではないかと思うことが時々あるんです。そういう下の見えない部分にきちんと支柱を入れてあげないと、上辺だけ15歳らしくするように大人が働き掛けても、どこかでまた進んでいったときにガラガラっと崩れるような気がするんですけども、こういう感想というのは間違っているのでしょうか。

○近藤所長 確かにそのような子は多いと思います。家庭で小さい頃手を掛けられなかったということがほとんどですから、少年鑑別所に入っても甘えを強く出す少年も多くいます。その一方で、そういった感情は受け入れつつも、「今の君の立場ではこれをしなければいけないんだよ」とか、「これが大切なんだよ」ということを一つひとつ教えていく。彼らは教えられるということがどちらかというとなかったと思っております。

○毛利委員 ありがとうございます。

○岩井座長 他にございますか。どうぞ。

○本田委員 鑑別のほうでのアセスメントについてお伺いしたいんですけども、今の場合だと、知的のアセスメントはWISCでやっていたらしゃるのでしょうか。

○近藤所長　そうですね。基本的にはまずスクリーニングとして新田中B式知能検査を使って、低い場合あるいは発達障害とか考えられる場合は、WISCを使うということでやっています。

○本田委員　心理的なほうで、家族画とか、そういうものもやりますよね。その結果は御本人にはフィードバックしていますか。

○近藤所長　基本的には本人が望めば伝えるということにしております。少年たちの退所時アンケートでもそういった結果を教えてもらって良かったというような感想もありますし、それは非常に大切なことだと思っています。ただ、言い方は「君はIQが56だから」とか、そういうあからさまな言い方はしません。

○本田委員　もう一つは、その結果が、例えば先ほどの保護司さんのところにまで届きますか。例えば最初の覚せい剤の女性が暴力団の方とつながってしまったと、明らかに母親になれないまま育ってきていますよね。自分で望んだ結婚なのか、望んだ妊娠なのか、わからないままの状態で妊娠して、また覚せい剤をやっている。相当依存性の高い結果が心理テストでは出ているはずだと思うんですよ。薬物依存があれば、少年院の中で薬物のプログラムがあり、更生保護のほうへ出た後、必ず薬物もあると思うので、そういったところに一連の流れでつながるように、アセスメント結果がつながっていくというような形にはなっているんですね。

○近藤所長　基本的には少年簿という形で書類が少年院とか保護観察所に回りますけれども、例えば少年を少年院に送致するということになれば、担当の技官が少年院に直接電話をして、こういった少年を送りますということを事前に伝えますし、しばらく経てば再鑑別という形で少年院へ出向いて、少年の処遇の経過を見ながら、担当の教官の方などと話し合うということをやっておりますし、保護観察所のほうの関係で言えば、従来確かにどちらかと言えばお互いにそれほど交流がなかったということもあろうかと思えますけれども、最近は、例えば千葉少年鑑別所ですと、少年院を出た後の少年について保護観察所から依頼鑑別ということで受けて、定期的に少年に保護観察官と一緒に面接をして、処遇にかかわるというようなこともやっております。

○本田委員　もう一つ、今のでいろいろ書類がつながっているということなんですが、保護司の先生にもそういうものはいくのでしょうか。最後のかなり難しい少年ですね、いろんな施設を回っている少年ですけども、この子の場合、考えられるのが、確信犯として何か月かいれば出られるんだということで、その間だけは自分で分かっているという可能性と、それから、例えば発達障害系で外側の枠の構成をしてあげれば、その中では大丈夫なだけけれども、枠組みがなくなると自分の脳内の状態で、意思で行動がコントロールできない、ADHD系という

のはそういうパターンの子が多いんですね、そういったところなのか。いただいた情報の中では、繰り返し、繰り返しやっている背景に何があるのかということが出てくる段階で、少年院の方とか御相談でいろんな書類とかいうのはできましたか。

○保護司 この少年の場合、繰り返しているように、施設に入っていたがために得た耳学問かもしれないけれども、こういうことがあったんですよ。この少年が出てきてからの話ですが、再び事件を起こしたときに、1回目が確か罰金刑だったんですね。それも払えずに拘置所の労役で支払いました。そのときに何を言ったか。「今回罰金だった、もう一回やっても大丈夫だ、次は執行猶予だ、その次が危ないんだよ」と私に申しました。全部計算づくなんです。どこでこういうことを覚えるのかと思いますが、そういう少年のそういうときは違うんですね、私たちには考えられない知識が詰まっております。

今も刑務所に入っています。先日、母親が面会に行きましたら、本人は、いつ出られるかということをしちっと計算している。施設内で問題を1つ起こしましたので、「ちょっと遅れるよ、何か月ぐらい遅れるから、大体このぐらい」と、本人が出る時期を予測しているんです。保護観察所からは、仮退院・仮釈放日が決まっても、本人には手続き知らせないでくださいという指導を受けております。ですから、本人は、次から次に事件を起こしてもこの程度なら処分されないと計算しているんですね。

○毛利委員 保護司さんにお伺いします。3点ぐらい、順番に伺っていきます。

最初に少年院と保護観察所のつながりについて御質問したいんです。保護観察官の方から「この子を」ということで御紹介があると思うんですが、そのときにこの少年が少年院でどんな暮らしをして、どんな問題があつて、そこをどう越えてきたかみたいな情報は入りますか。

○保護司 いえ、入りません。ですから、私も苦勞しました。ですけど、ちょっと申し上げておくのは、「大変だったんだ。こういうことをされたんだ」という愚痴めいた言葉を私は耳にしたことは一度もないんです。むしろ、違反する少年が多く、罰則を受けることは聞いておりました。

○毛利委員 いや、少年院がこの子をどんなふうに出遇して、どういうふうに見ていたかという情報はそちらには流れないんですか。

○保護司 それはないですね。

○毛利委員 次なんですけれども、大変な少年たちを受けてきて、大変なときに、保護観察官が保護観察所から出てきてちょっと助けてほしいと思われることは、皆さん保護司のお仲間と話されているときでも結構なんですけど、そう思われることはありませんか。

○保護司 私どもは保護観察官から「何でも自分一人で悩まないでくれ。必ず私たちに相談してください」ということを常日ごろ言われておりますので、何かあると必ず保護観察官に相談します。その上で、保護観察官が呼び出して面接をしてくださったり、手紙を出して来訪を促す指導などをさせていただきます。

○毛利委員 そのあたりは大丈夫なんですね。

○保護司 はい、それはしっかりと指導いただいております。

○毛利委員 それから、最後にもう一つ、3点目なんですけれども、保護観察官が850人ぐらいいると思うんです。保護司さんが全国に約5万人ですね。ほとんどボランティアでされていると思いますが、仕事をした分をきちんと報酬をもらって、その分、保護司さんを、例えば1人の少年が大変なときに2人がかりでできるとか、保護司の活動をきちんとできるような体制にしたり、そういう制度にして若い保護司さんを増やしていったり、そういうふうにしてほしいという御要望は皆さんから出ませんか。

○保護司 今、保護司が大変不足しております。定年が78歳から76歳になり、今ちょうど定年期を迎える方が多くて、新しい保護司を皆さん探していますけれども、なかなか難しいです。その理由は、大変な仕事であって自分には向かない。このごろテレビ等で保護司の話を読みますね、どういう仕事をしているかと。それを聞いてびっくりして、とてもじゃないけれども、自分には無理だと敬遠される方もいらっしゃいます。

○毛利委員 例えば、週に2日間フルで保護司をしたとして、1日2万円ぐらいの報酬がきちんとできれば、パートタイムで保護司を一生懸命やるという人もいるんじゃないでしょうか。そういう人たちが必要だという御認識はないですか。

○保護司 保護司というのはお金に左右されてできるものではないということがございます、まず第一に。保護司の資質も考えなければいけませんし、よほど根気があって、簡単に放棄しない、地道に努力しないとできない仕事なので、誰にもできるものではないし、お金に左右されてということはあまりないと思います。でも、65歳に御自身の仕事を退職された方の中には報酬がこのくらいあるのであればやってもいいかなと思われている方はいるかもしれませんね。

○毛利委員 最初の話に戻りますが、少年院で少年がどうしていたかという情報がもしあれば、仕事はしやすいと思われませんか。

○保護司 少年院の中で、この子に対して個人的な資質を踏まえた上でどういう教育をしてきていたのか。そして、こういうところはまだできてないですよと、そういう状況が分かったら、

私たちは指導する面においてそれを指針としてできますので、大変ありがたいと思います。それは確かに思います。

○毛利委員 ありがとうございます。

○岩井座長 まだどうしても聞きたいというようなことはございますでしょうか。

では、手短にお願いします。

○影山委員 近藤所長に、簡単に。冒頭に子どもの本質は変わっていないと、ただ非行の理解の変化、見え方が変わってきているのではないかというお話がございましたけれども、例えば発達障害のお子さんであるとか、あるいは、被虐待のお子さんであるとか、そういうお子さんの基本的な絶対数は増えているとお考えなのか、それとも、それらが発見されてきているというふうに見たほうが良いのかという点と。小学生や中学生の非行、これが鑑別所に来ることが大分増えてきたというお話なんですけど、これも絶対数が増えているのか。それとも、本来であれば児童相談所のほうでやっていたものが、かなり鑑別所のほうに回ってきているというふうに見えるのか、そのあたりはいかがでございましょうか。

○近藤所長 発達障害の子とか虐待被害の子が増えているかどうかというのは、本当に直感でしかお答えできないんですけども、その傾向、あるいは、そういったことを受ける子どもは増える傾向にあるとは思っています。

それから、中学生とかの低年齢の少年の非行はどうかというと、時代によってかなり違いますけれども、少なくとも最近は増えている。しかも、その問題性というのは大きくなっているというふうに思っております。

○岩井座長 かなり時間が経過してきましたので、この辺でよろしいでしょうか。

本日は本当にお忙しいところありがとうございました。

それでは、皆様お疲れさまでした。本日の議論について私なりに大きくまとめてみますと、最近の非行少年について、本質的にはあまり変わらないのだと。社会環境の変化といいますか、家族関係でも母子家庭の増加とか、携帯電話とか、そういうふうな社会的条件の変化というふうなものがかなり大きく、それが非行少年の内面の変化をもたらしている部分大きいという印象です。発達障害とか、人とかかわりが苦手とかというものも、被虐待経験とかいじめられ経験等がそういうものにも影響しているのではないかなというふうな感じを受けました。

それから、少年院出院者の方々との意見交換におきましては、皆さんは少年院について良い感想を持っておられて、それは非常に良いことだなと思ったわけですが、少年と教官との信頼関係が何よりも大切であって、少年院の中で信頼できる教官との出会いが非常に大事なのだと

いうこと、それから、成長途中の子どもたちを預かるわけですから、変化も非常に期待できるわけです。そこで、少年院の中でその子の必要とされるものを与えていくと、与えられた子どもは変化し、きちんと更生していくのだなということを感じました。これらの御意見を次回以降の会議における議論の参考にしていきたいと思います。

○廣瀬委員 今、近藤先生のお話を伺っていて、影山先生も聞かれましたけれども、変わっていないというまとめをする意味はあるのでしょうか。変わっているのではないですか、手がかかる子が増えて処遇が大変になっているというのは。それを何で本質は変わっていないというところをまとめなければいけないのか、僕はよくわかりません。

こういうふうに大きく、例えば思春期の適応の問題という意味では変わらない、それはそのとおりだと思いますが、そのくくりをそこでして、変わっていないというまとめをする必要はないと思います。

○広田座長代理 子どもは変わったとか変わらないとかは、教育学でも随分議論していて、ある意味で子どもは変わったというふうな議論を続ける部分もあるんですよ。だけど、物事は両面をきちんと押さえることが重要で、本質は変わらないけれども、表われ方が違うとか、両面を見ていくことは、まとめとしてはあるべきかなと思いますけれども。

○廣瀬委員 両面を出すのならいいと思います。

○津富委員 締めについて発言していいと思わなかったのですが、お話をさせていただきます。前半の3人ですが、私は、もう少しゆっくり話したことがあるの、ニュアンスだけは伝えたいと思います。皆さんがなされたのは、「少年院についてどうでしたか」とか、「少年院の効果はどうでしたか」という質問なので、座長がおまとめのように聞こえたかもしれません。

しかし、今日も、本人たちは、はっきり言っていたと思いますが、Aさんの場合は、出てから、バイト先である人に出会ったのがきっかけで、その出会いがなかったら立ち直れなかった。Bさんの場合も、少年院に入ったことについては善し悪し両方で、少年院では「悪い」自分を否定しなければならなかったと思わされたため出院後は反動的に出てしまい、「悪い」自分も認めなければと気づけたからこそ、その後立ち直れた。Cさんの場合も、少年院の中で気づけたんだけど、それは、教官とのかかわりで気づいたと言うよりも、あくまで、自分自身で気づいたわけです。

今日のように、ある意味、誘導尋問的に聞いていけば、教官とのことはマイナスではなくて、ある一要素としてプラスだったというように、三人とも言うと思うんですが、「何で立ち直れたの」と素直に尋ねれば、「少年院での教官とのかかわりが最も重要な要素でした」というよ

うなことは普通には出てこないです。だから、この点は確認しておく必要があると思います。出院後の出会いや自分自身での気づきが立ち直りの本質であることを踏まえて、立ち直りの大きなストーリーの中で、少年院というのはどんな一節となりうるのかということを考えていくことが大事だと私は思っています。

○岩井座長 どうもありがとうございます。

いろいろな御感想を持たれたと思うんですけども、そういうことを前提にしながら、また4月以降の会議で話し合っていきたいと思います。

本日はこれで閉会しますが、次回の第4回会議は4月21日、水曜日に法務省で行い、少年院における矯正教育及び処遇体制のあり方について検討することといたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

午後5時04分 閉会